



Shizukuishi

祝 卒業おめでとう

平成 27 年 4 月 10 日号 No.775

2015 年
4 月号

広報しずくし



Contents

平成 27 年度町長施政方針	2
平成 27 年度町の予算	4
平成 27 年度町職員人事配置	8
町地域コミュニティ形成推進事業を 見直しました.....	10
第 6 期介護保険料を改定.....	12

私たちは新たな一歩を踏み出します！

3 月 14 日に栗石中学校、18 日～
20 日に各小学校の卒業式が行われ
ました。たくさんの人に支えられ
ながら旅立ちの日を迎えた卒業生は、
未来に向かって新たな一歩を踏み
出しました。(写真は西根小の卒業式)

プレミアム商品券 4 月 19 日発売 (18 ページ)

平成 27 年度町長施政方針

「みんなが主役 誇らしく心豊かなまち

しずくしい」の実現に向けて

「総合計画推進・人口減少対策事業」「大雨・洪水災害からの復旧・復興事業」など
7つの重点事業に取り組みます

深谷政光町長は、2月26日に開会した3月議会定例会冒頭で平成27年度施政方針を述べ、本町の目指すべき将来像「みんなが主役 誇らしく心豊かなまち しずくしい」の実現に向け、町総合計画に掲げる諸施策を着実に推進し、あわせて地方版の総合戦略を策定し、人口減少に歯止めをかけ、地域の特性を生かして、将来にわたって活力ある地域社会の構築に取り組むことを表明しました。これを具体化するため今年度取り組み7つの重点事業を紹介します。

1 総合計画推進・人口減少 対策事業への取り組み

平成28年度から31年度までのまちづくりの基本方針となる第二次雪石町総合計画後期基本計画を策定します。策定にあたっては、前期基本計画の進捗状況を適切に評価・検証し、町のおかれている現状と課題を整理した上で、目指すべき将来像の実現に向けて

必要な施策を検討していきま
す。

また、町有地活用については、官学民連携プロジェクトにより、事業化に向けた取り組みを推進していきます。

さらには、国が最重要課題としております「地方創生」がいよいよ本格的に動き出し、こうした国の政策に積極的に応じ、当町の実情に即した、当町独自の実効ある対

策を力強く進めていく必要が
あります。そのため、人口減
少の克服に向け、思い切った
対策などについて検討し、町
の「総合戦略」の策定に取り
組んでいきます。

2 大雨・洪水災害からの 復旧・復興事業への取 り組み

一昨年8月の大雨・洪水災
害ならびに9月の台風18号災
害により、町内は甚大な被害

に見舞われ、平成26年度の最
重点事業として一日も早い復
旧・復興を成し遂げなければ
ならないという強い意志を
持つて、全庁を挙げて取り組
んできました。おかげさまで、
被害箇所8割程度、本年度
末までに復旧完了の見通しが
立っています。

平成27年度も国、県などの
関係機関のご支援と、静岡県
富士市ならびに秋田県仙北市
から引き続き職員を派遣して
いただき、復旧・復興を重点
事業として継続し、町民生活
の安全・安心な生活環境の確
保に向け、農地・農業用施設
災害復旧事業、林業用施設災
害復旧事業、道路災害復旧事

3 3R・新エネルギー推 進事業への取り組み

業、河川災害復旧事業のすべ
てを平成27年度内に終えるよ
う鋭意取り組んでいきます。

環境にやさしい循環型社会
の実現に向け、廃棄物のリ
デュース、リユース、リサイ
クルいわゆる3Rを基本に、
ごみの分別や適正処理、集団
資源回収、家庭での生ごみ処
理対策などにより、ごみの減
量化と資源化を促進していき
ます。

また、「新エネルギービジョ
ン」を推進するため、公共施
設への再生可能エネルギーの
計画的な導入と町民・事業者

への新エネルギーの普及促進を図っていきます。

4 学力を育む環境整備事業への取り組み

未来を担う子どもたちの学力向上と教育環境の整備に取り組むため、小学校においては、学校規模の適正化へ向けた統合準備委員会を設置し、統合に向けた具体的な協議を進めていきます。

また、雫石中学校においては、引き続き、国のスーパーエコスクール実証事業を活用し、学校図書館を中心とした創造性を育む豊かな教育環境の整備を進めていきます。さ

5 高齢者福祉・子育て支援強化事業への取り組み

らに、生徒の確かな学力を育むため、中学校における学力向上指導員を拡充し授業力の向上に努めるとともに、町立図書館などとの連携や教育振興運動の取り組みにより、児童生徒を育成していきます。

今後の超高齢社会を見据え、老人保健福祉計画および介護保険事業計画を含めた第2次雫石町保健福祉計画に基づき諸施策を着実に進めるとともに、高齢者福祉を柱とした保健・医療・福祉の体制を整備し、認知症や在宅生活を

支援する取り組みを進め、町の地域包括ケアシステムを構築し、高齢者が安心して元気で暮らせるための環境を整えていきます。

また、町民健康台帳を活用し、地区ごとに健康状態を把握するとともに、健康教育や健康相談などの取り組みを強化し、町民の生活習慣病予防に努めます。

さらに、子ども・子育て支援事業計画を基本理念とした保育支援体制の充実および子育ての経済的支援に取り組むとともに、新たに不妊治療の相談など母子保健事業を推進し、安心して子供を産み育てる環境の向上に努めます。

6 地域産業戦略強化事業への取り組み

本町の基幹産業である農業につきましましては、26年産米価下落やT P P交渉妥結に向けた動向、平成30年産からの国による生産目標数量配分から農業者団体等による自主的な生産調整への移行など先行きの不透明さによる不安材料が多いなかにあつて、将来に向

けても農業が本町の基幹産業であり続けられるよう戦略的な強化を図っていく必要があります。

そのためには、意欲ある農業経営体および農業経営者ならびに若手農業者の育成支援を強化するとともに、農地・農業用施設の維持保全の促進に向けては、多面的機能支払、中山間地域等直接支払等の日本型直接支払制度活用を促進していきます。

また、生産体制の維持・強化と併せ、安全安心な農畜産物のP Rによる消費拡大に向けて観光商工業とも連携を図りながら推進し、雫石町の特性を活かした地域ブランド化の実現に取り組んでいきます。

観光につきましましては、観光産業の人材育成や観光二次交通対策、外国人観光客の受入態勢の整備に取り組むとともに、県内外に町の観光資源や物産、農畜産物等のP Rを行い、雫石町の認知度向上を図っていきます。

商工業につきましましては、地域住民や商店主、高校生、商工会役員などで構成する「よしや

7 防災・防犯体制強化事業への取り組み

れ通りまちづくり推進会議」を開催し、中心市街地の活性化策を立案し、ハード・ソフト両面における取り組みを一歩ずつ前に進めていきます。

町地域防災計画の随時見直しとマニュアル整備を行うとともに、消防団車両のデジタル通信方式への移行に向け、消防救急デジタル無線設備を整備し、防災体制の充実と強化を図っていきます。

また、登下校時の児童生徒の安全を確保するため、これまでのスクールガードの取り組みに加え、「学校連絡網システム」を導入し、防犯および災害時における円滑な情報伝達を図っていきます。

さらに、県の基金事業の活用により、防災拠点である中央公民館および西山公民館に太陽光発電を導入し、災害時における対応の充実を図っていきます。

※施政方針の全文は町ホームページ「町長のページ」に掲載しています。



施政方針を述べる深谷政光町長

27年度予算の特徴

平成27年度予算は、一昨年に発生した大雨・洪水災害からの復旧事業をすべて完了させることを最優先とし、次に、5カ年計画の最終年度である町総合計画の5つの柱、「環境」「教育」「福祉」「産業振興」「安心安全」の各分野に重点を置き編成した結果、一般会計の予算額が88億5500万円になり、前年度の当初予算と比較して2億3500万円（2.7%）の増額となりました。増額となった主な要因として、労務単価の引上げによる人件費および委託費などの増加、少子高齢化による社会保障費の増加、国の制度改革などへの対応などが挙げられます。

また、国民健康保険など7つの特別会計（P6参照）の計は約47億円、企業会計の水道事業は約6億5500万円、下水道事業は約13億円で、町の全会計の総計は、約155億1100万円となりました。

町民1人当たり約50万5千円

一般会計予算を平成27年2月末の人口（1万7527人）で割った町民1人当たりの予算は50万5220円になります。また、歳入は、町民の皆さんに納めていただく町税などの自主財源が27.9%、国からの地方交付税や国・県支出金などを合わせた依存財源が72.1%を占めています。歳出では民生費が25.3%（町民1人当たり約12万8千円）、衛生費12.7%（同約6万4千円）、教育費が11.7%（同約5万9千円）などです。災害復旧費は昨年度と比較して大幅に減少し、1億4021万円となり全体の1.6%（同約8千円）を占めます。

平成27年度

町の予算

雫石町の平成27年度予算が3月議会定例会で審査・可決されました。町民や企業の皆さんに納めていただく税金は、主に一般会計の事業に使われているため、ここでは一般会計を中心に予算の状況についてご紹介します。

予算の編成から成立まで

【編成方針通知・編成作業】

平成27年度の予算編成は、平成26年11月上旬の予算編成方針の各課通知からスタート。各課では、事務事業の評価結果などを踏まえ、事業の実施内容を精査・検討し、重点施策を絞りながら、「特徴ある予算」を編成。

また編成は二段階査定方式とし、まず各課の担当において11月下旬までに要求内容を作成。その後課内査定を行い、事業の必要性、緊急性から事業の優先順位を選択し、これらの財源を意識しながら事業費を精査したものを、一次要求として12月上旬までに提出。

【予算調整担当課による事情聴取】

提出された要求は、予算調整担当である企画財政課長の事情聴取を受け、町税や地方交付税など使途が特定されない財源である一般財源と、人件費や公債費など経常的な経費を考慮し、一次査定額が決定。

【復活要求・町長査定】

企画財政課長からの一次査定通知後、要求に対し減額査定となった事業について、各課から復活要求を受け、町長査定により、平成27年度で取り組むべき各分野の事業内容、諸課題への対応などをさらに精査し、最終的な予算案を確定。

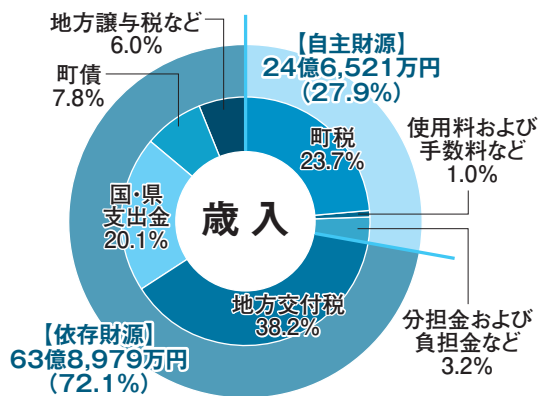
【議会審査・予算成立】

その後予算案は平成27年2月下旬に議会へ送付、議会の審査を経て、予算の成立となります。

【問い合わせ先】町役場企画財政課財政担当
☎0992・0572

一般会計予算

※「町民一人当たりの主な収入・支出」は平成27年2月末現在人口17,527人で計算

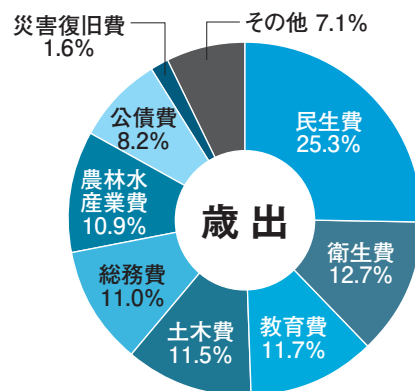


区 分	平成27年度	平成26年度	増 減 額	歳入
町 税	20億9,772万円	20億6,390万円	3,382万円	
町 民 税	6億5,061万円	5億9,851万円	5,210万円	
固 定 資 産 税	12億262万円	12億1,981万円	△1,719万円	
軽 自 動 車 税	4,861万円	4,851万円	10万円	
た ば こ 税	1億1,566万円	1億1,749万円	△183万円	
入 湯 税	8,022万円	7,958万円	64万円	
使用料および手数料	8,816万円	9,438万円	△622万円	
分担金及び負担金など	2億7,933万円	4億186万円	△1億2,253万円	
地 方 交 付 税	33億8,000万円	34億7,000万円	△9,000万円	
国・県支出金	17億8,119万円	15億3,276万円	2億4,843万円	
町 債	6億8,860万円	5億8,710万円	1億150万円	
地方譲与税など	5億4,000万円	4億7,000万円	7,000万円	
歳 入 合 計	88億5,500万円	86億2,000万円	2億3,500万円	

町民1人当たりの主な収入

町 税	使用料および手数料	地方譲与税・交付金	地方交付税	国・県支出金	町 債
町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税からなる税金	町の活動や事務の中で受益を受けた特定の人が納入するもの	国税として徴収する収入から地方公共団体に譲与するものや交付金	国が所得税、法人税など国税の一定割合を町の財源を保障・調整するため交付されるもの	国、県が町に対してある一定の基準により交付するもの	地方交付税の不足分を補うためや道路・建物などを整備するための町の借金
119,685円	5,030円	30,810円	192,845円	101,625円	39,288円

歳出	区 分	平成27年度	平成26年度	増減額
	民 生 費	22億3,929万円	21億1,162万円	1億2,767万円
	衛 生 費	11億2,549万円	11億5,329万円	△2,780万円
	教 育 費	10億3,901万円	9億9,432万円	4,469万円
	土 木 費	10億2,062万円	8億8,582万円	1億3,480万円
	総 務 費	9億7,533万円	9億1,336万円	6,197万円
	農 林 水 産 業 費	9億6,913万円	6億6,427万円	3億486万円
	公 債 費	7億2,211万円	7億4,229万円	△2,018万円
	災 害 復 旧 費	1億4,021万円	4億6,041万円	△3億2,020万円
	そ の 他	6億2,381万円	6億9,462万円	△7,081万円
	歳 出 合 計	88億5,500万円	86億2,000万円	2億3,500万円



町民1人当たりの主な支出

民生費	衛生費	教育費	土木費	総務費	農林水産業費	公債費	災害復旧費
福祉や保育などに必要な経費	ごみ処理、環境保全、健康づくりなどの経費	学校教育、生涯学習、文化・スポーツ振興などの経費	道路、河川、公園などを整備する経費	庁舎管理、戸籍管理、税金徴収などの経費	農林業の振興や用水路整備などの経費	町債（借金）を返済する経費	災害により被害を受けた施設などを復旧するための経費
127,762円	64,215円	59,280円	58,231円	55,647円	55,293円	41,200円	8,000円

27 年度予算を “家庭”の 「家計簿」に 例えてみると…

町の予算は、桁数が多く、いろいろな財政用語も使われているため、なじみにくくわかりづらいのが実情です。そこで、平成 27 年 2 月末現在の世帯数 6,219 により、1 世帯当たりの規模に置き換えて、町の一般会計予算を家庭の「家計簿（計画）」に例えてみました（88 億 5,500 万円÷6,219 世帯＝1,423,862 円/世帯）。

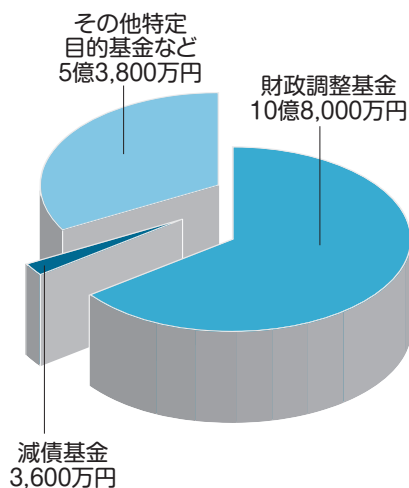
支出では食費や医療費、ローンの返済のほか、老朽化してきた家の改築や光熱水費など、生活する上でどうしても必要な経費が支出の大部分を占め、また、負担金などの町内会費・クラブ活動費が先月より大幅に増えました。さらに、先々月の大雨で壊れた家を修理するために借りた銀行ローンの返済が来月から始まるため、今後はその返済が増えていく見込みです。

一方、収入では給料が伸びているものの、支出に対応するための仕送りや銀行ローンの借入も増えており、なんとかやりくりする厳しい状況です。

収 入						支 出					
“町”の歳入予算 (27年度)			“家庭”の家計簿（計画）			“町”の歳出予算【性質別】 (27年度)		“家庭”の家計簿計画			
				今月 (27年度)	先月 (26年度)				今月 (27年度)	先月 (26年度)	
町 税	町 民 税	20億9,772万円	給 料	337,309円	333,102円	人 件 費	17億1,240万円	食 費	275,350円	269,295円	
	固定資産税					10億7,246万円	医 療 費	172,449円	170,444円		
	軽自動車税										
	たばこ税										
入 湯 税	使用料及び 手数料、 繰越金 など	2億5,676万円	パ ー ト 収 入	41,286円	53,244円	公 債 費	7億2,211万円	銀 行 ロ ー ン 返 済	116,114円	119,798円	
地方交付税、 国・県支出金 など	57億119万円	実家からの 仕 送 り	916,737円	883,273円	物 件 費	16億998万円	日 常 品 購 入 光熱水費など	258,880円	255,555円		
町 債	6億8,860万円	銀 行 ロ ー ン	110,725円	94,755円	補 助 費 等	17億3,865万円	町 内 会 費・ クラブ活動費 など	279,571円	173,999円		
繰 入 金	1億1,073万円	預 金 引 き 出 し	17,805円	26,846円	積 立 金、 投資・出資 金・貸付金	1億6,197万円	預 金 な ど	26,044円	10,354円		
合 計	88億5,500万円	合 計	1,423,862円	1,391,220円	繰 出 金	9億2,685万円	子 ど も へ り 仕 送 り	149,035円	214,321円		
					投資的経費 維持補修費	9億1,058万円	家 の 改 築・ 修理費用など	146,419円	177,454円		
					合 計	88億5,500万円	合 計	1,423,862円	1,391,220円		

27年度当初の基金残高

16億5,400万円
(総額)



繰出金（子どもへの仕送り）の支出先である各特別会計の予算

一般会計から各特別会計への繰出金は約 7 億 1,629 万円。これは、特別会計予算額の合計約 47 億 91 万円の約 15% に相当します。国民健康保険や介護保険など年々増加する社会保障の負担などやむを得ない繰り出しもありますが、各特別会計の性質を考えた独立採算を目指した運営に今後も努めていきます。

なお、企業会計である水道事業会計へは出資金として 867 万円、負担金および補助金として 905 万円、また、下水道事業会計へは出資金として 1 億 1,224 万円、負担金および補助金として 3 億 5,827 万円が支出されています。

会計名	27年度	26年度	増減額	27年度予算のうち 一般会計からの繰出金
特 別 会 計	47億91万円	53億8,142万円	△6億8,051万円	7億1,629万円
内 国 民 健 康 保 険	23億2,342万円	20億5,162万円	2億7,180万円	2億8,066万円
御 明 神 財 産 区	814万円	245万円	569万円	—
内 下 水 道 事 業 (企業会計へ移行)	—	7億9,741万円	皆減	—
農 業 集 落 排 水 事 業 (企業会計へ移行)	—	1億4,153万円	皆減	—
簡 易 水 道 事 業	3,219万円	4,311万円	△1,092万円	38万円
介護保険事業勘定	17億9,224万円	18億594万円	△1,370万円	2億5,803万円
介護保険介護サービス事業勘定	1,492万円	1,541万円	△49万円	432万円
栗 石 診 療 所	3億7,515万円	3億7,739万円	△224万円	1億1,436万円
後 期 高 齢 者 医 療	1億5,485万円	1億4,656万円	829万円	5,854万円
企 業 会 計	19億5,504万円	5億3,077万円	14億2,427万円	—
内 水 道 事 業	6億5,538万円	5億3,077万円	1億2,461万円	—
下 水 道 事 業	12億9,966万円	—	皆増	—

※ 27 年度から下水道事業と農業集落排水事業の特別会計が企業会計に移行しました。

町総合計画（家計切り盛りの方針）に基づく重点施策

復興復興

大雨・洪水災害からの復旧・復興事業（農地・農業用施設災害復旧約 2,754 万円、林業用施設災害復旧約 5,757 万円、道路橋りょう災害復旧 3,058 万円、河川災害復旧約 2,452 万円 ※平成 25 年度以降の繰越分を合わせた総額は約 7 億 7,000 万円となります）

災害からの一日でも早い復旧・復興を最優先課題としてとらえ、町を挙げて全力で推進します。

3R・新エネルギー推進事業（クリーンエネルギー導入支援事業費補助金 440 万円、資源物集団回収奨励金 250 万円など）

廃棄物を適正に処理するとともに、3R（Reduce: 減らす、Reuse: 繰り返し使う、Recycle: 再資源化）を基本に、ごみの分別・適正処理や集団回収、家庭での生ごみ処理対策により、ごみの減量化と資源化を促進します。4 年目を迎えるクリーンエネルギー導入事業費補助金については、太陽光発電設備、木質燃料燃焼機器、太陽熱利用設備が対象です。

環境

教育

学力を育む環境整備事業（教育支援事業費約 946 万円、スーパーエコスクール事業約 5,043 万円など）

未来を担う子どもたちの確かな学力を育むため、教職員の研修などをはじめとした学力向上対策を拡充するほか、小学生の最適な学習環境をつくるため、学校規模の適正化へ向け準備を進めます。また、中学生の教育環境を整備するため、国のスーパーエコスクール実証事業に取り組み、学校・図書館を中心とした学習環境改善の実施設計を進めます。

高齢者福祉・子育て支援強化事業（健康増進事業約 529 万円、保育料の引き下げ、母子保健事業（特定不妊治療助成費 100 万円）など）

「高齢者福祉」を柱とした保健・福祉・医療の組織体制を検討し、地域全体で高齢者の生活を支える取り組みを進め、このほか地域での健康教育、健康相談の取り組みを継続することにより、町民の健康づくりを進めます。「多子世帯への子育て支援対策」として、世帯所得に応じて小学生以下第 2 子の保育料を最大 5 割減、第 3 子以降の無料化を実施します。また、治療費が高額となる特定不妊治療費に対して助成を行い、安心して子どもを産み育てる環境を向上させます。

福祉

産業振興

地域産業戦略強化事業（水稲生産緊急支援事業費約 1,955 万円、農業後継者育成支援事業費約 766 万円、観光交流推進事業費約 1,973 万円、中心市街地活性化推進事業費約 200 万円など）

平成 26 年度の急激な米価下落への対応として、水稲生産農家の種子購入費に対して補助するほか、意欲ある農業経営体および後継者の育成支援により生産体制を確保し、各種事業の展開により地域ブランド化の実現に取り組みます。観光二次交通対策や外国人観光客の受入態勢の整備に取り組みほか、物産や畜産物を含めた戦略的な PR を実施します。また、よしゃれ通りまちづくり推進会議の開催や全国軽トラ市との連携により中心市街地の活性化に取り組みます。

防災・防犯体制強化事業（公共施設太陽光発電設置約 7,035 万円、消防屯所整備事業費約 458 万円など）

町地域防災計画の見直しとマニュアル整備を行うとともに、防災拠点施設の機能強化に取り組むため、御明神公民館に太陽光発電設備を、町営体育館に蓄電池を整備し、第 2 分団第 1 部の屯所整備事業（設計および用地取得など）を進めます。また、登下校時の児童・生徒の安全を確保するため「学校連絡網システム」を導入します。

安心安全

町債（銀行ローン）の状況

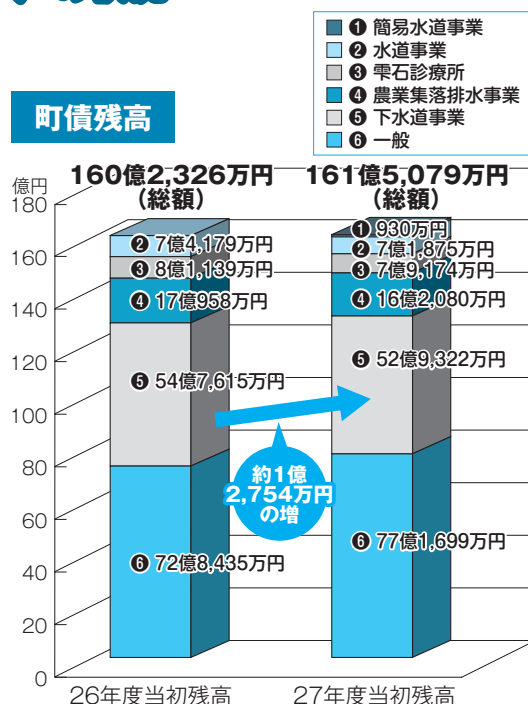
町の「借金」である町債。

平成 24 年度までは、利率の高い町債の繰上償還や、事業費を見直して発行額を抑制するなど着実に残高を減少させてきました。

平成 25 年度から平成 26 年度にかけて、災害復旧事業に対応するために多額の町債を発行した結果、これに関係する町債の残高が大幅に増加しました。

今後は、借入額と償還額のバランスを考慮しながら、引き続き、町債残高の縮減に努めます。

※ここに示した町債残高は、決算額を基準とした 26 年度当初残高と、当初予算額を基準とした 27 年度当初残高見込額を比較したものです。



基金（預金）の状況

町の「貯金」である基金。

平成 27 年度当初の基金の総額は、約 16 億 5,400 万円の見込みです。内訳として、財源不足時の穴埋など年度間の財源の調整や災害など緊急的に実施する事業に備えるため、設けられる財政調整基金は、約 10 億 8,000 万円。また町債の償還などのために設けられる減債基金が約 3,600 万円、公共施設の整備や町営住宅の建替、肉用牛貸付事業など特定の目的のために積み立てる基金など（その他特定目的基金など）が約 5 億 3,800 万円あります。

基金は、重要な資金または財産です。今後も残高の確保に努めながら、健全な財政運営に努めていきます。

※なお、ここでご紹介する残高は、平成 27 年 3 月 20 日時点での見込み（百万円未満四捨五入）であり、最終的に確定するのは、平成 26 年度予算の出納閉鎖である 5 月末以降となります。

町職員人事配置

町職員の人事異動が行われ、課長級 12 人を
含む 76 人が異動しました。各課の業務内容や
直通電話番号、配置職員は下記のとおりです。

課長 ▶ 高橋賢秀	畠山美幸、高橋由美子、鈴木美佳、山本めぐみ、平野友彦、中村晴光、熊谷陽子、四ツ家広衣、岡本麗理、上和野恵太、東野沙央里、木村萌美、原佐織（新採用）
課長 ▶ 米澤誠 課長補佐 ▶ 大久保浩和	竹林千代、小川佐富、細川純一、川崎欣広、田沼亜紀、新里和之、福田英子、三輪健、岡森篤、佐藤康孝、横手球輝【御明神保育所】所長 ▶ 下黒澤けい子、清水智美、佐藤江理、細川未来（新採用）、峰川行子【西根保育所】所長 ▶ 石洞清子、千葉智世、田中恵、石塚久雄（新採用）、堂前節子【橋場へき地保育所】細川浩子【大村へき地保育所】森合淳子【指定管理】七ツ森保育所、児童館
課長 ▶ 吉田留美子	米澤知子、瀬川拓也、高橋恵、上野浩一、阿部大輔、上家恵理子、土橋章子、伊藤佳代、古前田慎也、谷地智裕、立花裕輝、細川南望
課長 ▶ 小田純治	高橋真澄美、橘美夏、村田信也
課長 ▶ 高橋芳美 （会計管理者兼務）	徳田靖、高橋恵、荒澤夏美
課長 ▶ 米澤康成 課長補佐 ▶ 天川雅彦	下川原正之、田辺茂、小林由美子、高橋直也、櫻田紀子、高橋基、伊藤昭史、古舘謙太郎、谷崎修（新採用）、岩渕男、佐藤光、工藤加奈
課長 ▶ 高橋道広 課長補佐 ▶ 加藤秀行	岩崎千穂、和川岳、高八卦喜子、上和野悟、岩上勉（新採用）、川村佳樹、田村峻、村田彪我（新採用）、高橋和範
課長 ▶ 小志戸前浩政	澤口憲英、山口善英、岩井真晴、高橋亮介（矢巾町から交流派遣）、齊藤愛沙、酒井文徳、菊池隼人（新採用）
課長 ▶ 築場徳光	松木里子、千葉吉夫、桐山真一、中村博、湍田陽一、大下聖、小割定勝（新採用）、梅原あゆみ、谷藤崇、山本友恵、木村遥来
課長 ▶ 古川端琴也 課長補佐 ▶ 正木裕之	上村光俊、三輪順子、石塚賢一、相澤幸司、藤原瑞枝、吉田耕大、前田沙智子、岩持直幸、中田美沙、菊池智也
課長 ▶ 徳田秀一	浦田忍、橘拓也、照井貴幸
課長 ▶ 高橋啓二 課長補佐 ▶ 岩持勝利	太田弘幸、坂井峰子、萱場理花、木内健夫、安本則子、沼田伸吾、岡本信、大櫻陸、高橋章、沼田昌三、村田崇、諏訪誠、高橋俊則（矢巾町へ交流派遣）
課長 ▶ 米澤衛 推進監 ▶ 小野幸雄	佐々木公雄（仙北市から派遣）、小森健二、坂井悟、橋本剛（富士市から派遣）、福田良和、澤口浩己、佐藤洋、十二林渉
課長 ▶ 若林武文 課長補佐 ▶ 高橋健造	矢幅泰子、坂井一博、浦田佳代子、菊地初美、谷地佑衣子、西村蘭子（県教委から派遣）【栗石中学校】村田和広、檜山美智子【栗石小学校】矢幅孝、金澤さおり【七ツ森小学校】晴山信一、松岡佳子【上長山小学校】山本好則、今野千佳子【下長山小学校】細川エリ子【西根小学校】細川司、小田恵【御明神小学校】徳田直美、藤澤好美【橋場小学校】荒塚広子【大村小学校】新里浩人、高橋美鈴【南畑小学校】大橋敬子【安庭小学校】桐田勝、中屋敷智美
課長 ▶ 米澤稔彦	吉田光彦、柴田慈幸、平野藍貴、松田奈緒美、帷子麻衣（新採用）
局長 ▶ 高橋幸一	高村克之、米澤学、上路里子、川村一馬（新採用）
局長 ▶ 千葉昇	徳田明子
局長 ▶ 千葉昇 （議会議務局長兼務）	清水真紀
課長 ▶ 志田透	土樋雅人、藤澤陽子、川崎朱美、大坪正人、熊谷直人、高橋望、藤原拓也、齊藤慶祐、杉澤崇之、小野寺千恵子、堀内友和
課長 ▶ 上澤田のり子（栗石診療所事務長、保健センター所長、地域包括支援センター長兼務） 保健師長 ▶ 高村正子 課長補佐 ▶ 柳屋るり子	大橋育代、熊谷友里、高桑涼、武田遥菜、米澤剣、米澤ルリ子、朝賀絵美、下川原江美子、浅沼奈緒、平野友浩、及川真里奈、小向友美、渡辺ひとみ
所長 ▶ 町田孝 副所長 ▶ 千葉俊明 看護師長 ▶ 下澤田純子 事務長 ▶ （健康推進課長兼務）	畠山康、大橋真里菜、原篤志、志田日出子、竹原恵美子、石亀真由美、小西恵美子、櫻糰直美、佐々木遊、藤原文、山田なつみ、細川景子、横森裕香、林幸恵、菅野朝範、森合望美、紺野由美子、馬淵聡菜、本郷嘉一

平成 27 年度

庁舎
1階

庁舎
2階

町長
深谷 政光

会計管理者
高橋 芳美

副町長
櫻田 久耕

教育委員会教育長
吉川 健次

庁舎
3階

庁舎外

町民課
☎ 692-6400

戸籍、住民票、印鑑登録、諸証明の交付、出生・死亡などの届出、行政区長連絡調整、生活交通対策（あねっこバスなど）、火葬場・墓地公園、国民健康保険、後期高齢者医療制度、各種医療費助成、国民年金 など

福祉課
☎ 692-6401

地域福祉（保健福祉計画、敬老事業など）、介護保険、障がい者福祉、生活保護、児童福祉、子育て支援、保育所、児童館、民生児童委員、人権擁護、援護・恩給、消費者行政 など

税務課
☎ 692-6402

町県民税や諸税の賦課・徴収、固定資産税に係る評価、公課などの諸証明・閲覧、税の収納・督促、税の徴収猶予・差し押さえなど滞納処分、所得・課税・納税に係る証明 など

環境対策課
☎ 692-6403

廃棄物処理、資源循環、エネルギー、地球温暖化、公害、犬の登録、狂犬病予防 など

出納課
☎ 692-6404

公金の管理・出納、県収入証紙の販売 など

農林課
☎ 692-6405

農林畜産業の企画・振興、農業振興地域整備計画、農業者団体育成、農業起業化活動支援、農作物災害対策、農地・林道災害復旧工事、町有林、御明神財産区、有害鳥獣駆除、防災ダム など

地域整備課
☎ 692-6406

道路・橋りょう・河川の新設・管理・維持補修・改良等土木建設、災害復旧工事、町営住宅管理・建設、定住促進住宅管理、境界立会、都市計画事業、景観、公園管理、空き家対策、花と緑のまちづくり など

観光商工課
☎ 692-6407

観光振興、自然公園保護、観光施設の維持管理、商工業の振興、中心市街地活性化、雇用対策、企業誘致、産業間連携 など

上下水道課
☎ 692-6408

上水道・下水道施設の整備・維持管理、浄化槽設置、負担金・分担金・使用料の徴収 など

企画財政課
☎ 692-6409

人口減少対策、地方創生、地区別計画、総合計画、財政、政策評価、行政改革、土地利用調整、統計調査、広聴広報、NPO等支援、情報政策、町ホームページ、ふるさと文化振興基金、ふるさと納税、町政懇談会、定住促進、地域コミュニティ、男女共同参画推進 など

防災課
☎ 692-6410

総合防災、消防、防犯交通、防犯灯・街路灯整備、自衛官募集、山岳遭難対策 など

総務課
☎ 692-6411

町長・副町長の秘書、人事管理、職員研修、例規制定改廃、情報公開、個人情報保護、町有財産管理、その他行政一般、国民体育大会 など

選挙管理委員会事務局

選挙の管理執行と選挙に関する啓発 など

復興整備課
☎ 692-6416

公共土木災害復旧、農地等災害復旧、林道災害復旧、災害復旧に係る調整事務 など

学校教育課
☎ 692-6412

学校教育、児童・生徒の就学、学校保健、学校給食、学校施設管理、小学校統合、教育相談、就学援助、奨学資金貸し付け、教育委員会の運営、スクールバス運行 など

社会教育課
☎ 692-6413

社会教育、生涯学習の推進、文化芸術振興、文化財保護、国際交流、生涯スポーツ振興、社会体育施設管理 など

農業委員会事務局
☎ 692-6414

農地の売買・貸借・転用・相続、農業者年金、農業後継者婚活支援 など

議会事務局

町議会、請願・陳情の受け付け、常任委員会・特別委員会、議会広報の発行 など

監査委員会事務局
☎ 692-6415

監査委員の事務補助 など

生涯文化課
☎ 692-4181

町立公民館の管理運営、生涯学習事業、ホール芸術文化事業、生涯スポーツ事業、図書館の管理運営 など

健康センター
所長▶増田進
(非常勤)

健康推進課
☎ 692-2227

健康づくり、食生活改善、母子保健、成人保健、歯科保健、精神保健、特定保健指導、感染症予防、つどいの広場運営、地域医療行政、患者等輸送バス運行、休日当番医、介護予防、包括的支援、高齢者支援 など

地域包括支援センター
☎ 691-1105

栗石診療所
☎ 692-3155

町民のかかりつけ診療、健康診断、医療相談 など

町地域コミュニティ形成推進事業を見直しました

平成18年度から実施しているこの事業では、現在64の地域コミュニティ組織が形成され、自主防災活動をはじめとしたさまざまな地域活動が行われています。

町では、地域コミュニティ形成推進事業のこれまでの活動を踏まえ、地域の実情に合った主体的な取り組みを推進するため、地域コミュニティ団体などの意見を参考に、交付額や事業内容について見直しを行うこととしました。

これまでの取り組み

現在、町内74行政区のうち64の地域コミュニティ組織が設立されています（全体の86%）。平成26年度は、必須事業の自主防災活動事業に加え、選択事業として「地域福祉活動事業」に48組織、「環境保全活動事業」に52組織、「花と緑のまちづくり活動事業」に41組織が取り組みました。

また、東日本大震災や平成25年8月の大雨・洪水災害などの際には、一人暮らしの人や要支援者宅を訪問しての安否確認、地域公民館の開放による避難所設置など、コミュニティ組織の自発的な活動が

行われました。さらに、季節の行事や伝統芸能の継承など、地域独自の取り組みを行っている組織もあります。

このように、住民相互の助け合いである「結いっこ」による地域づくりは着実に根付いてきています。

「コミュニティ活動の課題

事業開始から10年目となり、組織体制づくりや年度ごとの活動が定着しています。が、「見守り対象となる児童生徒が高齢者や地域内にいない」「交付金が余って毎年繰り越している」という声もあり、また交付事務が複雑で代表者などの負担が大きいこと、地域内の高齢化や人口減

少により役員などが不足していることなどの課題も挙げられています。

さらに、高齢者等見守り活動については民生委員の活動と、児童生徒の見守り活動についてはスクールガードやPTA、老人クラブの活動とそれぞれ連携していく必要があります。また、環境保全活動事業や花と緑のまちづくり活動事業については、町の道路愛護事業や景観形成推進事業などと目的や内容が重複しているなどの課題があります。

事業見直しの基本的な考え方

これらの状況を踏まえ、平成27年度からは、次の3つの基本的な考え方で見直すこと

としました。1つ目として、

地域における事務処理や役職の負担を軽減するため、事業メニューや交付申請に係る提出書類などを簡素化しました。2つ目は、地域コミュニティ形成推進事業の選択事業と町で実施している類似事業を整理しました。3つ目として、東日本大震災や平成25年の大雨・洪水災害の経験から、地域住民がお互いに助け合って地域を守る「共助」の取り組みを特に強化するため、自主防災と地域福祉を重点化することとしました。見直し後の変更点については次頁のとおりです。

事業の内容について

事業の内容は、自主防災活動事業と地域福祉活動事業の2つとなります。

自主防災事業については、従来どおりの防災訓練の実施、防災資機材の点検管理、危険箇所の点検や防災意識啓

発などを実施してください。

また、地域福祉活動については、これまでの高齢者などの見守りや声かけなどの支援とあわせて、福祉や健康について地域住民が話し合いを行う「お互いさま情報交換会」を新たに実施していただきます。お互いさま情報交換会では、避難行動要支援者の避難経路確認、地域コミュニティと地区担当民生委員および町役場福祉課・健康推進課との情報交換を行います。具体的な実施方法については追ってお知らせします。

交付金について

平成27年度から交付金額の算定基準が変わり、世帯割単価が900円となります（次頁参照）。なお、この交付金は、地域コミュニティの組織活動にかかる費用であれば使い方は自由で、収支報告や活動日誌の提出は不要です。ただし、年度当初には交付申請書と活

平成 27 年度町地域コミュニティ形成推進事業のポイント



【26 年度⇒ 27 年度の主な変更点】

①選択事業を廃止し、これまでの自主防災活動に加え、地域福祉活動として新たに「お互いさま情報交換会」の実施を基本事業（必須）とします。

●基本事業

(旧) 自主防災活動事業 → (新) { 自主防災活動事業 (防災訓練、防災資機材点検管理など)

●選択事業

(旧) 地域福祉活動事業・環境保全活動事業・花と緑のまちづくり活動事業 → 廃止

②交付額の世帯割単価を変更します。

● 1 組織あたりの均等割交付額 ▶ 60,000 円 (変更なし)

● 1 世帯あたりの世帯割単価

(旧) { 自主防災活動事業単価 ▶ 500 円
選択活動事業単価 ▶ 400 円 → (新) 基本事業単価 ▶ 900 円

※これまで取り組んできたさまざまな事業 (児童生徒の見守り、ごみ当番、草刈や清掃、お祭りなどのイベント) については、組織の会費収入のほか、地域コミュニティ形成推進事業交付金や町の補助事業などを活用して、地域の判断で取り組みをお願いします。

※選択事業の廃止に伴い、実績報告の際の活動日誌の提出も不要となります。

【交付金額】

1 組織当たりの交付額 = 均等割交付額 (60,000 円) + 世帯割 (900 円 × 世帯数)

(例) 100 世帯の組織の交付額 : 60,000 円 + 900 円 × 100 世帯 = 150,000 円

《表 1》防災資機材の支給相当額

世帯数	支給相当額
1~99 世帯	~200,000 円
100~199 世帯	~250,000 円
200 世帯~	~300,000 円

《表 2》防災資機材の種類

必ず備えるもの	自主防災組織のぼり旗、油圧ジャッキ
表 1 の支給相当額内で 選択して備えるもの	消火器、発電機、担架、救急セット、 給水タンク など

動計画を、活動終了後には活動写真などを添付した簡易な実績報告書を提出していただく必要があります。

また、これまでどおり事業の取り組み初年度に限り、交付金とは別に、組織の世帯数に応じて自主防災活動に必要な防災資機材を現物支給します (表 1、表 2 参照)。

主な手続きの流れ

①組織の届け出と登録 ▼ 組織名称 (〇〇自治会・町内会など)、代表者、規約、自主防

災会組織細則、活動の内容などを決めて町役場に届け出ます (※取り組み初年度のみ)。

なお、組織代表者が変わった場合は、その都度、変更届の提出をお願いします。

②交付金の交付申請・請求 ▼ 活動計画、組織体制、会員数などを確認し、年度ごとに交付申請書と交付請求書を提出します。

③活動事業の実施 ▼ 活動計画に従って事業を実施します。活動日誌については、提出の必要はありませんが、実施日や回数把握のため、写真やメモなどで活動の様子を記録しておくことをお勧めします。

④実績の報告 ▼ 年度の活動事業終了後は活動内容を報告してください。

平成 26 年度実績報告の提出期限は 4 月末日です。また、平成 27 年度の申請書類については 6 月末日を提出期限とします。町役場では書類および電子データを用意しており、町ホームページからも様式をダウンロードすることができ、書類作成のお手伝いもしますのでご相談ください。

地域主体の活動を支援

また、地域コミュニティ組織が未設立の行政区からの「もっと詳しく知りたい」「取り組み方が分からない」などの要望に応じて、コミュニティ組織づくりのための説明会を行います。お気軽に担当までお問い合わせください。

町では、本来の自治活動とは地域の皆さんが話し合い、地域にとって必要な活動を主体的に行っていくものと考えています。

このようなことから、それぞれの地域に合ったコミュニティ活動を支援していくため、地域コミュニティ形成推進事業だけでなく役場の各事業についても随時見直しを行うとともに、「コミュニティ活動支援ハンドブック (地域主体の活動を支援する町補助事業などについてまとめたもの)」を作成するなど、これからの真の住民主体の活動を強化していきます。

【問い合わせ先】町役場企画財政課情報・コミュニティ担当 (☎ 692・6409)

第6期(平成27～29年度) 介護保険料が改定

町内の65歳以上の人(第1号被保険者)が納付する介護保険料の基準月額保険料は、第6期介護保険事業計画期間(平成27～29年度)は5694円になります。

第5期介護保険事業計画期間(平成24～26年度)から954円増えますが、介護保険財政の安定的な維持と町民の皆さんが安心して介護保険サービスを利用できるように努めますので、保険料の引き上げにご理解とご協力をお願いします。

◆介護保険料基準月額

第6期は5694円

65歳以上の第1号被保険者が納付する介護保険料の基準月額が、4月から改定されます。第5期介護保険事業計画期間(平成24年度～平成26年度)は4740円でしたが、第6期介護保険事業計画期間(平成27年度～平成29年度)は5694円と954円の増額となりました。

また、第6期介護保険料は、現在の所得段階6段階から9段階と、第1号被保険者の負担能力に応じた多段階の設定となります(左表1)。

◆介護保険料が

上昇したのは?

上昇には、大きく2つの理由があります。1点目に今後

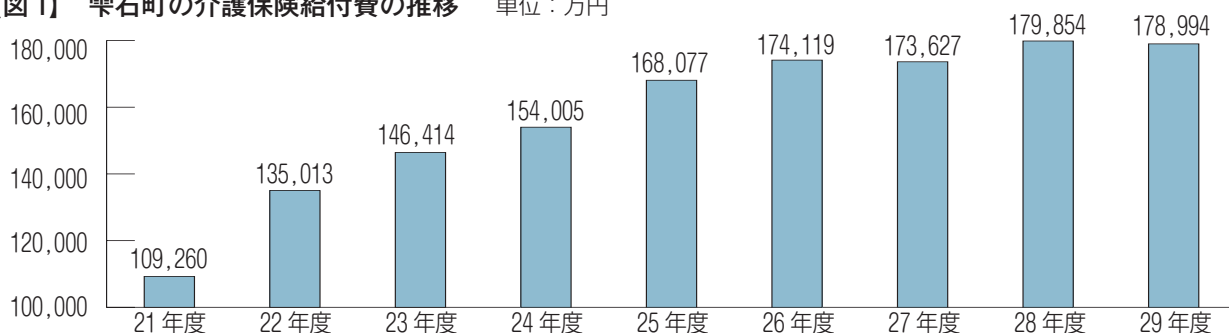
3年間に必要と見込まれる介護保険事業に係る費用が増加するためです。

介護保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づいて算定されます。人口や要介護・要支援認定者の推移、高齢化率、これまでの介護保険サービスの利用実績などをもとに今後3年間に支払われる介護保険給付費を予測し、国・県・市町村・第1号被保険者(65歳以上の人・第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人)が定められた負担割合で負担することになります。第6期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の負担割合は22%と第5期から1%の負担増となります。また、要支援・要介護状態

にならないように予防を行う地域支援事業費についても、介護保険給付費と同様にそれぞれの立場ごとに定められた負担割合で負担することになります。平成29年度から要支援者の訪問介護および通所介護は、全国一律の予防給付費から地域支援事業に移行し、町の実情に即した多様なサービスの提供を行う新たな地域支援事業を行うこととしていきます。

雫石町では高齢化が進み、高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者が増え、介護保険制度を利用する人が増えていくと予想されることから、今後3年間の介護保険事業にかかる費用が増えていくものと見込んでいきます(下図1)。

【図1】 雫石町の介護保険給付費の推移 単位: 万円



※ 21～25年度は実績値、26年度は見込み値、27～29年度は計画値

【表 1】 第 1 号被保険者介護保険料（年額）

所得段階 (負担割合)	基準	基準保険料 (月額)	第 6 期保険料 (第 5 期保険料)	上昇額	加入割合 (%)
第 1 段階 (0.45)	生活保護受給者。世帯員全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金受給者または公的年金収入額 + 合 計所得金額が 80 万円以下の人	5,694 円 第 5 期 4,740 円 ↓ 上昇額 954 円	30,800 (28,500)	2,300	16.2
第 2 段階 (0.75)	世帯全員が住民税非課税で、公的年金収入額 + 合計所得金額が 80 万円を超え 120 万円以下の人		51,300 (42,700)	8,600	6.7
第 3 段階 (0.75)	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額 + 公 的年金収入金額が 120 万円を超える人		51,300 (42,700)	8,600	5.6
第 4 段階 (0.90)	本人が住民税非課税で、かつ公的年金収入額が 年額 80 万円以下で、同じ世帯に住民税課税者が いる人		61,500 (56,900)	4,600	24.6
第 5 段階 (1.00)	本人が住民税非課税で、かつ公的年金収入額が 年額 80 万円を超え、同じ世帯に住民税課税者が いる人		68,400 (56,900)	11,500	19.0
第 6 段階 (1.20)	本人が住民税課税で、合計所得金額が 120 万円 未満の人		82,000 (71,100)	10,900	13.2
第 7 段階 (1.30)	本人が住民税課税で、合計所得金額が 120 万円 以上 190 万円未満の人		88,900 (71,100)	17,800	7.9
第 8 段階 (1.50)	本人が住民税課税で、合計所得金額が 190 万円 以上 290 万円未満の人		102,500 (85,400)	17,100	4.1
第 9 段階 (1.70)	本人が住民税課税で、合計所得金額が 290 万円 以上の人		116,200 (85,400)	30,800	2.8

◆保険料の計算例：第 4 段階の場合 ▶ 基準保険料 5,694 円/月 × 12 カ月 × 負担割合 0.90 = 61,500 円（百円未満切り上げ）

2 点目は、介護保険料の上昇分の抑制に活用してきた介護給付費準備基金の残高不足です。

第 5 期計画期間の介護保険料は、介護給付費準備基金 3200 万円の取り崩しや県が設置している財政安定化基金の活用により、本来 5045 円から 305 円の軽減が可能となり 4740 円となりましたが、第 5 期計画期間中では第 1 号被保険者の財源負担割合である 21% を負担するため財源不足が生じ、計画外の介護給付費準備基金の取り崩しを余儀なくされ 2309 万 3 千円の繰入により補てんを行いました。

そのため、第 6 期介護保険料では、介護給付費準備基金の残高が 6 万 8 千円と軽減に活用できる状況ではありません。

◆第 6 期での軽減措置は？

第 6 期介護保険料では、低所得者も保険料を負担し続けることを可能にするため公費の投入により軽減強化を図ります。公費の負担割合は、国

2 分の 1、県 4 分の 1、町 4 分の 1 の割合でそれぞれが負担します。軽減強化されるのは、所得段階第 1 段階で負担割合 0・5 を 0・05 軽減し、0・45 と設定します。

◆岩手県内の状況は？

岩手県内の第 6 期介護保険料の状況は、全市町村が上昇し、基準月額額の県平均は約 5690 円と見込まれています。

雫石町の基準月額 5694 円は、県平均額とほぼ同額となっていますが、第 5 期と比較すると 20・1% の上昇幅となりました。

町では、介護保険事業の健全運営と、第 1 号被保険者の皆さんが、住み慣れた地域で自分らしくいつまでも過ごせるよう、また、介護状態になっても安心して介護保険サービスを利用できるように介護保険事業の運営に努めていきます。

【問い合わせ先】町役場福祉課介護保険担当（☎ 692・6476）

「保育料全体を減額改定」「子どもが複数世帯への保育料軽減を拡充」

子ども・子育て支援新制度が始まります

4月から、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して、「子ども・子育て支援新制度」が始まります。新制度では、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、子育てしやすく働きやすい社会を目指します。

町は新制度の開始に合わせ、子育て世帯の負担軽減を図るため、保育料の改定を行いました。

◆変更点

- 保育料全体を減額改定しました（平均で10%減額）。
- 2人以上子どもがいる世帯への保育料の軽減を拡充し、小学校6年生以下の子どものうち、2番目の子どもの保育料が10～50%減額、3番目以降は無料となります（上の子どもが卒園しても、下の子どもの保育料は引き続き減額されません）。※同時に保育所に入所している場合は、今まで

保育料徴収金額表

階層区分			徴収金額（月額）					
			3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯		円0	円0	円0	円0	円0	円0
B0	A階層を除き町民税所得割の額の区分が右の区分に該当する世帯	非課税世帯（ひとり親世帯等）	0	0	0	0	0	0
B1		非課税世帯	2,000	2,000	1,400	1,400	1,400	1,400
C0		均等割のみの世帯（ひとり親世帯等）	4,200	4,100	3,200	3,100	3,200	3,100
C1		均等割のみの世帯	5,000	4,900	4,000	3,900	4,000	3,900
D0		48,600円未満（ひとり親世帯等）	5,500	5,400	4,500	4,400	4,500	4,400
D1		48,600円未満	6,500	6,300	5,500	5,400	5,500	5,400
D2		48,600円以上 54,600円未満	10,000	9,800	9,500	9,300	9,500	9,300
D3		54,600円以上 60,500円未満	12,500	12,200	11,500	11,300	11,500	11,300
D4		60,500円以上 78,600円未満	14,000	13,700	13,000	12,700	13,000	12,700
D5		78,600円以上 97,000円未満	20,500	20,100	19,000	18,600	18,000	17,600
D6		97,000円以上 115,000円未満	24,500	24,000	22,500	22,100	22,500	22,100
D7		115,000円以上 169,000円未満	28,000	27,500	23,500	23,100	22,500	22,100
D8		169,000円以上 211,200円未満	30,000	29,400	25,000	24,500	24,000	23,500
D9		211,200円以上 241,000円未満	32,000	31,400	26,000	25,500	25,000	24,500
D10		241,000円以上 268,000円未満	34,000	33,400	29,000	28,500	25,000	24,500
D11		268,000円以上 301,000円未満	36,000	35,300	29,000	28,500	25,000	24,500
D12		301,000円以上 397,000円未満	38,000	37,300	29,000	28,500	25,000	24,500
D13		397,000円以上	43,000	42,200	29,000	28,500	25,000	24,500

※同一世帯で12歳未満の児童が2人以上いる場合、保育料の月額はそのとおりです。

①入所児童が第1子▶上表の額 ②入所児童が第2子▶下表のとおり

階層区分	徴収金額
B0～D7階層	上表の額の10分の5
D8～D10階層	上表の額の10分の7
D11～D13階層	上表の額の10分の9

ただし、第1子も入所中の場合は階層に関わらず上表の額の10分の5となります。

③入所児童が第3子以降▶0円

◆町立保育所延長保育料

延長保育料は1日当たり300円です。ただし、1カ月当たりの上限額は次のとおりです。

※同一世帯に複数の児童がいる場合は保育料と同様の計算を行います。

保育料の階層区分	徴収金額
A～B1階層	0円
C0～D1階層	1,500円
D2～D5階層	2,100円
D6～D13階層	3,000円

と同じく2人目半額、3人目以降無料となります
■ 算定方法を現在の所得税額を使用する方式から、町民税所得割額を使用する方式に変更しました。27年度は、次のとおりです。

- ① 4～8月分保育料▶25年度の所得による町民税額により計算
- ② 9～3月分保育料▶26年度の所得による町民税額により計算
- 現在の年齢ごとの3区分に

① 標準時間▶主にフルタイム勤務の保護者が対象です。保育時間は1日11時間となります。

② 短時間▶主にパートタイム勤務、求職活動中などの保護者が対象です。保育時間は1日8時間となります。

※それぞれの保育時間を超えると別途延長保育料がかかります。また、どちらの間区分に該当するかは、後日お知らせします。

■ 町立保育所の延長保育料も改定し、月当たりの定額から1日300円へ変更しました。※保育料の階層による月ごとの上限額があります。

【問い合わせ先】町役場福祉課
児童担当（☎692・6477）

軽自動車税の税率が変わります

平成26年度税制改正により車体課税の抜本的な見直しが行われ、軽自動車税の税率が引き上げられます。平成27年度より、三輪および四輪以上の軽自動車などについて、新税率が適用されます。

◆軽自動車税の税率改正

●三輪および四輪の軽自動車
など（表1の①、②、③）

平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受ける車両は、平成27年度分以降の軽自動車税について新税率が適用になります（表1の②および③の額）。

なお、平成27年3月31日までに取得し、既に最初の新規検査を受けている車両については、平成27年度分以降も旧税率のまま変わりありません（表1の①の額）。

●経年車に係る重課税率の導入について（表1の④）

グリーン化を進める観点から、平成28年度より、平成28年4月1日以後の賦課期日（毎年4月1日）現在に、最初の新規検査から13年を経過した（14年目を迎えた）車両は、

重課税率が適用されます（表1の④の額、図1）。

●軽自動車税のグリーン化特例について（表2）

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪などについて、平成28年度分の軽自動車税に限り、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽減税率）が適用されます。

◆税率改正が延期されたものもあります

平成27年度に税率改正が予定されていた原動機付自転車や二輪車、小型特殊自動車については、適用開始が1年間延期となり、平成28年度より新税率が適用されます。
【問い合わせ先】町役場税務課（☎692・6402）

《表1》三輪および四輪の軽自動車などの新税率と重課税率

車両区分			税率			
			①旧税率 (平成27年3月31日以前の登録車両)	②新税率 (平成27年4月1日の登録車両) ※平成27年度より開始	③新税率 (平成27年4月2日以降の登録車両) ※平成28年度より開始	④重課税率 (13年超) ※平成28年度より開始
軽自動車	三輪		3,100円	3,900円		4,600円
	四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※平成27年度に新税率が適用となるのは、平成27年4月1日に最初の新規検査を受けた車両のみです。
※「最初の新規検査の日」については、自動車検査証に記載されている「初度検査年月」で確認してください。

《表2》軽自動車税のグリーン化特例
【軽乗用車】

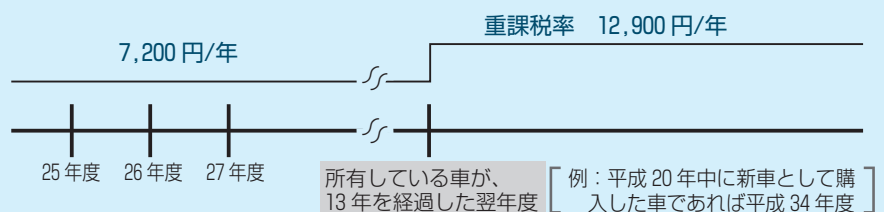
対象車	内容
電気自動車など	税率を概ね75%軽減
H32年度燃費基準+20%達成車	税率を概ね50%軽減
H32年度燃費基準達成車	税率を概ね25%軽減

【軽貨物車】

対象車	内容
電気自動車など	税率を概ね75%軽減
H27年度燃費基準+35%達成車	税率を概ね50%軽減
H27年度燃費基準+15%達成車	税率を概ね25%軽減

《図1》軽自動車税の税率の変化（乗用・自家用の例）

(1) 平成26年3月31日現在、軽自動車を既に所有している場合の税率の変化



(2) 平成27年5月に新車購入した場合の税率の変化



表彰

平成26年度岩手県消防表彰 町消防団関係者など27人が受章

平成26年度岩手県消防表彰式が3月17日に盛岡市で行われ、各種の表彰で本町から合わせて27人が受章しました。受章者は次のとおりです（敬称略、階級は平成26年度時点）。

【消防庁長官表彰】

●永年勤続功労章▽本部副団長・松木茂、本部分団長・松原啓司

【岩手県知事表彰】

●功績章▽第2分団第2部部長・米澤正記、第2分団第4部部長・村上次男、第3分団第5部部長・山津田武美

【日本消防協会会長表彰】

●功績章▽本部副団長・徳田雅博
●精進章▽本部副団長・石田明

●勤続章▽第1分団副分団長・小谷地昇、第3分団副分団長・中野俊美、本部部長・舩澤誠一、第1分団第3部部長・細川義明、第2分団第2部部長・米澤正記、第2分団第4部部長・村上次男、第5分団第2部部長・村上弘明、第1分団第2部部長・佐々木英夫、第2分団第1部部長・高橋勝三、第2分団第

4部部長・根崎清久、第5分団第4部部長・杉下庄栄、第1分団第2部団員・林崎裕、第1分団第2部団員・岩井一、第1分団第2部団員・内館猛、第2分団第4部団員・佐藤仁志

【岩手県消防協会総裁・会長表彰】

●功労章▽本部副分団長・高橋清悦

●功績章▽第3分団第4部部長・坂下昇、第5分団第3部部長・藤原義也

●表彰状（婦人消防協力隊員）▽分隊長・古館初榮

●感謝状（内助功労）▽村上なみ子（第5分団長夫人）



表彰式に出席した町消防団幹部ら

委嘱

行政と地域をつなぐパイプ役 平成27年度の行政区長を委嘱

平成27年度の行政区長が決まり、4月2日に町役場で深谷町長が74人に委嘱状を交付しました。

行政区長には町からのお知らせ文書を班長を通じて配布していただくほか、行政事務に関する区域内の諸調査・連絡、公的募金などを行っていただきます。各行政区長は次のとおりです（敬称略）。

【雲石地区】

高前田一区▽茅橋聰、高前田二区▽中野久子、林▽大久保芳夫、上町一・二▽齋藤幸雄、上町三▽横手隆一、中町一▽佐々木大、中町二・三▽上野眞、下町一・二▽田口利彦、下町三▽長坂武治、下町四▽高橋均、駅前▽北口健一、長根▽徳田一士、谷地▽照井和好、晴山▽高橋孝司、中沼▽菊地淳、陽和郷▽今野龍人、板橋▽江刺家保美、七ツ森▽丸谷地▽千葉清、小岩井▽川崎富男、東町▽小原千里、黒沢川▽沼田正己

【御所地区】

鶯宿▽村上次男、馬場・大村・男助▽高橋和信、赤滝▽高橋義行、外柵沢▽山本勝、柵沢▽徳田行男、矢用▽米澤一司、片子沢▽富樫一時、天戸▽岩瀬克巳、安庭▽三

浦敏嗣、籬野▽山本英輔、町場▽廣瀬一男、九十九沢▽杉澤孝、矢櫃▽廣瀬誠、元御所▽細川猛

【西山地区】

網張▽渡邊敦子、盆花▽所博幸、極楽野▽中洞まり子、五区▽杉田和正、六区▽早坂修一、七区▽上野勘一、八区▽茅橋昭男、野中▽秋篠英明、小松▽森合栄仁、林崎▽浦田美保子、篠崎▽堀切勝夫、上西根▽向井廣志、八丁野▽十二林克巳、西根谷地▽矢幅義則、上駒木野▽菅野弘雅、駒木野▽上野武志、葛根田▽葛根田茂穂

【御明神地区】

橋場▽安本芳徳、安栖▽山津田美加子、小赤沢▽小赤沢一美、山津田▽原哲男、滝沢▽田替仁、南▽南野仁、天瀬▽原節子、天川▽天川喜代美、中南▽小田重雄、中島▽長内集、黒沢▽下黒沢圭子、まがき▽榊原みほ子、下春木場▽下黒澤光彦、上春木場▽天川幸夫、和野▽谷地健男、横欠▽晴山邦雄、土橋▽中野厚子、上和野▽下澤田久美子、上野沢▽林義美、岩持▽土橋時雄、谷地▽谷地晃樹、下川原▽下川原栄子

防災

町地域防災計画・国民保護計画を修正 日頃から災害に備えてください

◆雫石町地域防災計画を 修正しました

●雫石町地域防災計画の目的

雫石町地域防災計画は、地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、災害対策基本法に基づき、町や県、消防機関などの防災関係機関の責務を明らかにし、相互協力して防災対策の万全を期すために必要な事項を定め

ているものです。

これらの対策を総合的に推進することにより、自助・共助・公助それぞれの主体が機能を発揮連携して住民の生命、身体および財産を災害から守ることを目的としています。

●修正の狙い

現行の町地域防災計画は、平成25年2月に修正したのですが、

今回の修正は、災害対策基本法の一部改正や上位計画である国の防災基本計画、岩手県地域防災計画の修正部分を反映するほか、平成25年8月の大雨・洪水災害対応の検証を踏まえ、災害に対する防災体制および対策をより効果的なものにするため修正しました。

◆雫石町国民保護計画も 修正しました

●雫石町国民保護計画の目的

住民の生命、身体および財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速

に実施するため、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画について定めることを目的としています。

●修正の狙い

現行の町国民保護計画も、平成25年3月に修正したのですが、今回の修正は、国の「国民の保護に関する基本指針」の変更や上位計画修正部分の反映のほか、町地域防災計画が修正されたことを踏まえ、計画を変更しました。

【問い合わせ先】町役場防災課（☎ 692・6410）

災害に対応するために 皆さんにお願いしたいこと

●平常時における心得

災害時において、正しい知識と判断を持って行動できるよう、平常時においては次の事項に心がけましょう。

- 避難場所、避難道路などを確認しておく。
- 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパーなどの備蓄および非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池など）の準備を行う。
- いざというときの対処方法を検討しておく。
- 町や自主防災会などが行う防災訓練へ積極的に参加する。
- 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。

●町民および事業所の役割

災害発生直後から物資の流通が確保されるまでの間の必要な物資を備蓄しましょう。

【町民の役割】

各家庭において、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検および更新を行うよう努める。

家庭における備蓄品の例

飲料水、食料、ラジオ、懐中電灯・ローソク、電池、医薬品、携帯トイレ、カセットコンロ、石油ストーブなど

なお、乳幼児や高齢者、食物アレルギーがある家族がいる場合は、これに配慮した備蓄をお願いします。

【事業所の役割】

事業所は、災害時において必要な資機材、燃料など、さらに従業員のための物資を備蓄または確保をして、定期的に点検および更新に努める。

平成18年度以降、各地域において地域コミュニティ事業に取り組んでいただき、それぞれが自主防災会を組織して、自主防災訓練を実施していただいています。今後も皆さんの積極的な「防災への備え」をお願いします。

雫石町地域防災計画・国民保護計画は町ホームページでご覧いただくことができます。

表彰

第44回日本農業賞

ファーム菅久が個別経営の部・大賞受賞

(有)ファーム菅久(菅原久耕代表取締役)が3月7日、第44回日本農業賞で、個別経営の部・大賞を受賞しました。本町からの日本農業賞受賞は、昨年の松原久美さん・たみえさん夫妻の特別賞に続き2年連続です。

日本農業賞とは、JA全中、JA都道府県中央会、NHKが主催して、日本農業の確立を目指し、意欲的に経営や技術の改革と発展に取り組む、地域社会の発展に貢献している農業者と営農集団に贈られる賞です。久耕さんは、妻の

良子さん、次女の紋子さんとともに、水稲や小麦の作業受託に加え、高い生産技術や農産物加工・販売などの6次産業化にも積極的に取り組んでいることなどが高く評価され、今回の受賞となりました。



深谷町長に受賞報告する久耕さん(中)ら

人権擁護委員を委嘱

谷藤全功さん(林・62歳、☎692-1662)と阿部直樹さん(安庭・50歳、☎090-2971-5040)が、4月1日付けで法務大臣から人権擁護委員として委嘱されました。任期は3年間です。谷藤さん、阿部さんともに平成21年4月1日から人権擁護委員として活躍されており、今回で3期目になります。

人権擁護委員は、人権の擁護および人権思想の普及高揚などの啓発活動を展開しています。人権問題でお悩みの方は、お気軽に人権擁護委員にご相談ください。
【問い合わせ先】町役場福祉課福祉企画担当(☎692-6472)



谷藤全功 委員



阿部直樹 委員

プレミアム商品券4月19日発売!

町は、町民の皆さんの「町内での消費意欲の喚起」、「消費税増税などにより厳しい環境にある家計の支援」および「地域経済の活性化」のため、国の地域住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)を活用してプレミアム商品券を発行し、4月19日に町内3カ所で販売します(売れ切れ次第終了)。

●販売日時

4月19日(日)9時~15時

●販売場所

中央公民館、御所公民館、御明神公民館

※都合により、当初予定していた西山公民館では販売しません。ご了承ください。

※4月20日以降は栗石商工会で販売します。

●販売額

①1割お得な商品券▶全ての取扱店で使用できます。

500円券11枚綴り(5,500円分)を5,000円で20,000セット販売します。

②2割お得な商品券▶取扱店のうち、大型量販店では使用できません。

500円券12枚綴り(6,000円分)を5,000円で15,000セット販売します。

●購入できる人

町内に住所がある人か、町内事業所に勤務している人で、16歳以上の人

【問い合わせ先】栗石商工会(☎692-3321)、町役場観光商工課商工労政担当(☎692-6497)



●狂犬病予防集合注射日程

①注射のみ▷3,100円/1頭

②注射と登録▷6,100円/1頭 ※当日手数料を徴収します。

地区	月日	時 間	場 所	地区	月日	時 間	場 所
御所地区	5月7日(木)	9:00～9:10	元御所公民館前	西山地区	5月12日(火)	9:10～9:20	谷地公民館前
		9:15～9:25	安庭・民俗資料館前			9:25～9:35	林崎バス停留所前
		9:30～9:40	籬野公民館前			9:40～9:45	小松公民館前
		9:55～10:05	矢櫃公民館前			9:50～9:55	野中公民館前
		10:10～10:15	九十九沢公民館前			10:00～10:10	西山公民館前
		10:20～10:25	町場公民館前			10:15～10:25	七区公民館前
		10:30～10:40	戸沢公民館前			10:30～10:40	五区公民館前
		10:45～10:50	御所公民館前			10:45～11:00	極楽野公民館前
		10:55～11:00	上片子沢公葬地駐車場前			11:15～11:20	ペンションさんりんしゃ前
		11:05～11:15	旭台公民館前			13:00～13:10	篠崎公民館前
		11:20～11:25	清水沢公民館前			13:15～13:20	上駒木野公民館前
		11:30～11:35	外柵沢公民館前			13:25～13:40	駒木野十文字
		13:00～13:10	馬場バス停留所前			13:50～13:55	上西根公民館前
		13:15～13:25	大村・伝承交流センター			14:00～14:10	八丁野公民館前
		13:30～13:35	男助バス停留所前			14:15～14:25	葛根田公民館前
		13:40～13:45	桑原バス停留所前			14:30～14:35	高前田野バス停留所前
		13:50～13:55	深沢バス停留所前			14:40～14:45	林崎・橋本電気工業前
		14:00～14:10	柵沢・新里商店前			14:50～15:00	(有)寿屋前
		14:15～14:20	鶯宿老人憩いの家前				
		14:25～14:30	鶯宿バスセンター前				
		14:40～14:45	矢用公民館前				
栗石地区	5月8日(金)	9:25～9:40	晴山公民館前	御明神地区	5月13日(水)	9:00～9:05	橋場・消防屯所前
		9:45～10:00	中沼公民館前			9:10～9:20	安栖公民館前
		10:05～10:10	陽和郷公民館前			9:25～9:30	小赤沢公民館前
		10:15～10:20	小岩井農場中丸			9:35～9:40	赤淵駅前
		10:25～10:30	小岩井農場本部前			9:45～9:50	山津田・原宅前
		10:35～10:40	小岩井こ線橋下			10:00～10:10	多賀神社前
		10:45～11:00	七ッ森公民館前			10:15～10:30	中島バス停留所前
		11:10～11:20	板橋公民館前			10:35～10:45	天川公民館前
		11:25～11:40	東町公民館前			10:50～11:00	黒沢公民館前
		13:00～13:10	黒沢川公民館前			11:05～11:15	まがき公民館前
		13:15～13:20	下町堀割			11:20～11:25	御明神公民館前
		13:25～13:35	下町三公民館前			13:00～13:10	和野ライスセンター前
		13:45～13:55	高前田一里塚前			13:20～13:25	上野沢患者バス停留所前
		14:00～14:10	帆かけ寿司前			13:35～13:40	上和野公民館前
		14:15～14:20	栗石公民館前			13:45～13:55	横欠公民館前
		14:25～14:35	中町消防屯所前			14:00～14:05	土橋公民館前
						14:10～14:15	岩持公民館前
						14:20～14:25	下川原公民館前
【早朝注射】5月16日(土) 6:30～7:00▷御明神公民館、西山公民館							
【早朝注射】5月17日(日) 6:30～7:00▷御所公民館、6:30～7:30▷町役場							

※例年、注射会場で犬同士のトラブルが発生しています。トラブル防止にご協力ください。

周知

愛犬保護のため必ず接種を
今年も集合注射を実施します

町は、狂犬病予防集合注射を左
表の日程で実施します。期間中に
接種できない場合は獣医師と相談
の上、6月30日までに接種させて
ください。

犬の登録を受け付けます。すでに
登録している犬の所有者には町役
場からはがき(個票)を送付しま
すので、忘れずに会場にお持ちく
ださい。

◎手続きについて
①登録(生涯1回)▽生後91日以
上の犬は、登録が義務付けられて
います。また、犬が死亡した際に
も届け出が必要になります。
②狂犬病予防注射(毎年1回)▽
飼い主は、生後91日以上犬に、
狂犬病予防注射を接種させること
が義務付けられています。
③その他

■飼犬が行方不明になった場合は
速やかに町役場および保健所に
連絡してください。
■鑑札と狂犬病予防注射済票は必
ず犬に付けてください。
■鑑札・注射済票をなくしたり、
損傷したりした場合は、町役場
で再交付を受けてください。
【問い合わせ先】町役場環境対策
課(☎692・6403)

環境

クリーンエネルギー導入補助金をご活用ください 薪ストーブ、太陽光・熱利用などに補助

町は平成27年度も引き続き、住宅への薪ストーブ、太陽光発電設備などのクリーンエネルギー設備の導入に対し補助金を交付しています。どうぞご活用ください。

なお、平成26年度の補助金交付の実績は、太陽光発電設備25件、木質燃料燃焼機器設備26件となりました。

◆太陽光発電設備

●補助対象者

町内に住所を有し、町税の滞納がなく、住宅に10キロワット未満の太陽光発電設備を設置し、電力会社から受給契約確認書などを受理した人

●補助金額

太陽電池の最大出力1キロワット当たり3万円を乗じた額（上限額12万円）

◆木質燃料燃焼機器設備（薪ストーブ・ペレットストーブなど）

●補助対象者

町内に住所を有し、町税の滞納がなく、住宅に薪ストーブ、ペレットストーブなどを設置しようとする人

●補助金額

購入本体価格が2万円以上の機器で、購入に要する経費の2分の1以内の額（上限額は10万円）※申請は、購入・設置前に行ってください。

◆太陽熱利用設備

●補助対象者

町内に住所を有し、町税の滞納がなく、住宅に太陽熱利用設備を設置しようとする人

●補助金額

購入に要する経費の3分の1以内の額（上限額は5万円）※申請は、購入・設置前に行ってください。

【その他】申請書など手続きに必要な書類は、町ホームページに掲載しています。また、町役場環境対策課にも備え付けています。

いずれの補助も予算がなくなり次第終了となりますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】町役場環境対策課（☎692・6485）

年金

国民年金保険料 学生納付特例制度を活用しましょう

●学生納付特例制度とは

日本国内に住むすべての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられます。しかし、学生は一般的に所得が少なく、保険料の納付が困難であることから、20歳以上の学生を対象に、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

この制度で納付が猶予されることにより、不慮の事故などにより障害が残ってしまった場合に障害基礎年金を受けることができなくなることを防止することができます。また、納付が猶予された期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入され、猶予された期間の保険料は10年以内であれば追納が可能です。なお、学生納付特例の承認期間は、4月から翌年3月までとなります。

●申請は住所地の役場で

申請は、住民票を登録している市町村役場の国民年金担当窓口で

行ってください。申請の際には、年金手帳、学生証（写）または在学証明書（原本）、印鑑が必要です。

●26年度に納付特例を受けた人は

平成26年度に学生納付特例制度により保険料納付を猶予されていた、平成27年度も引き続き在学予定の人には、3月下旬に日本年金機構からはがき形式の学生納付特例申請書が送付されていますので、このはがきに必要事項を記入し返送することで、平成27年度の学生納付特例の申請ができます。

●その他の免除・猶予制度

学生納付特例制度の他に、保険料の納付が全額または一部免除される「保険料免除制度」や30歳未満を対象に保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」がありますので、経済的な理由などにより、保険料の納付が困難な場合はこれらの制度をご活用ください。

【問い合わせ先】盛岡年金事務所（☎623・6211）、町役場町民課年金担当（☎692・6478）

雫石町地域包括支援センターでは、高齢者の皆さんの生活を総合的に支援しています。お気軽にご相談ください。

『ほうかつ』の窓

問い合わせ先▷健康推進課 雫石町地域包括支援センター（健康センター内 ☎ 691-1105）

介護予防でいつまでも自分らしい生活を！

年をとると体の機能などが低下してくるのは仕方がないと思っていませんか？高齢になっても動き続けられ、心身の状態は向上します。逆に体も頭も使わなければどんどん衰えてしまいます。

長い人生を自分らしく過ごすためには、心と体の機能の維持・向上を図る「介護予防」を行うことが大切です。



『基本チェックリスト』の回答にご協力をお願いします



そこで、地域包括支援センターでは、4月から5月にかけて 65 歳以上の人（介護認定を受けていない人）を対象に、「基本チェックリスト」という調査用紙を配布します。調査用紙は地域の保健推進員がお届けします。「基本チェックリスト」は、自分の心や体の状態に関する 25 個の質問に答えていただき、生活機能の低下がないかを調べるための調査票です。自身の状態を確認する機会にもなりますので、記入のご協力をお願いします。

介護予防教室の参加・実施について

基本チェックリストの採点の結果、生活機能の低下が認められた人には、町が実施している介護予防教室への参加を個別にご案内させていただいています（9 月ごろのご案内）。主に体を動かす機会の少なくなる冬期間に開催しています。対象となった人は、ぜひ参加をご検討ください。



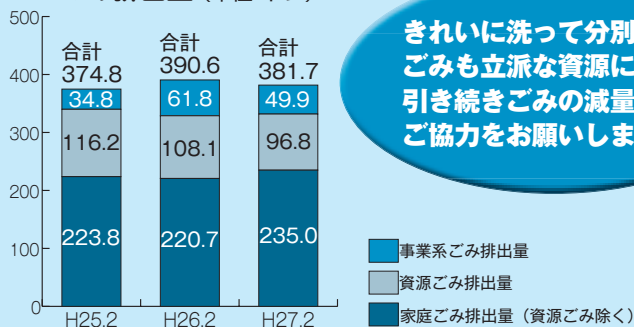
また、介護予防に関する出前講座などもあります。講師が地域の老人クラブやふれあいサロンに出向いて、楽しみながら元気になれる介護予防教室を実施します。ぜひ下記の窓口にお気軽にご相談ください。

担当地区	名称	電話番号
全域	雫石町地域包括支援センター	691-1105
雫石	在宅介護支援センター笑々館	692-3164
御所	日赤鶯鳴荘在宅介護支援センター	695-2536
西山	はーとぽーと雫石在宅介護支援センター	691-1022
御明神	在宅介護支援センターおみょうじん	691-2550

ごみの減量、リサイクルを

【担当】町役場環境対策課
(☎ 692-6403)

ごみ排出量 (単位: トン)



きれいに洗って分別すれば
ごみも立派な資源に！
引き続きごみの減量化に
ご協力をお願いします



◆各種補助制度を利用して住みよいまちをつくらう！

●資源ごみ一時保管所（ストックヤード）整備に補助▷行政区や自治会などの団体が集団資源回収のために整備する施設の経費に一部補助します。

●ごみ集積所整備に補助▷町内会や自治会などの団体がごみ集積所を新築または改築する経費に一部補助します。

【補助金額】どちらの補助も経費の 1/2 以内で、上限額 10 万円

※事前に環境対策課にご相談ください。

◆使用済み食用油は有効な“資源”として再利用されています

【使用済み食用油拠点回収実績】

	平成 25 年 2 月	平成 26 年 2 月	平成 27 年 2 月
回収量 (ℓ)	55	72	148

新入学期スタート 交通事故防止を！

新入学期の交通事故防止推進期間が、4 月 6 日から 15 日までの 10 日間、「飛び出すな 向こうに友達 見つけても」をスローガンに展開されています。

運動の重点は「新入学児童など子どもの交通事故防止」、「自転車の安全利用の促進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）」、「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」となります。

児童などに対する交通ルールの理解と交通マナーの習慣付けを行い、また、運転者などに対しても児童などの保護意識を醸成することにより、子どもの交通事故を防止しましょう。

【問い合わせ先】町役場防災課
(☎ 692-6410)

3月7日

東日本大震災復興支援イベント開催 オリンピック選手と雪上で交流深める

3月7日、雫石スキー場で「オリンピックデー・フェスタ in 雫石」が開催されました。このイベントは、日本オリンピック委員会による東日本大震災復興支援 JOC「がんばれ！ニッポン！」プロジェクトの一環として行われ、当町での開催は平成24年、25年に続き3回目となります。

この日は、競泳の中村真衣さん、スキースターの荻原次晴さん、バレーボールの齋藤信治さん、スケートの黒岩敏幸さん、ソフトボールの馬淵智子さんのオリンピック（オリンピックで活躍した選手）5人が参加。そりりレーや雪玉入れなどの「ふれあい雪上運動会」を行い、町内の小学生や県内沿岸部などの児童100人と、白銀の会場で歓声を響かせながら交流を深めました。齋藤さんは「出



手つなぎ鬼で児童らと交流を深める齋藤さん

会いを大事にして、夢に向かって頑張してほしい」と児童たちにエールを送っていました。

まちの話題・ 出来事紹介

**TOWN
TOPICS**
タウン トピックス

●あなたの身近で起きた出来事や楽しい話題、イベントなどの情報をお知らせください。

【町役場企画財政課情報担当】

〒020-0595（住所不要）

電話番号：直通 692-6570

FAX 番号：692-1311

Eメール：kouhou@town.shizukui.shi.iwate.jp

3月10日

中高生がドイツ友好都市に派遣 異文化・歴史に触れ見聞広める

3月10日、雫石町国際交流協会（上原千鶴子会長）の「ドイツ友好都市青少年留学の翼」派遣団が、出発に先立ち町役場を訪れ、深谷町長に出発のあいさつをしました。参加者を代表して、高橋瑠奈さん（盛岡北高1年）が「貴重なチャンスを生かしていきたい」と決意を述べました。

15回目となる今回は、町内の中高生8人が参加。3月21日～31日の日程で、友好都市ドイツ・パートヴィンブフェン市などを訪れ、歴史や文化に触れたり、高校生らと交流を深めました。



◀深谷町長（前列右から3番目）に出発のあいさつをする上原会長（同2番目）ら派遣団

3月14日、18～20日

町内の小中学校で卒業式 希望を胸に新たな進路へ歩み出す



小松校長から証書を受け取る西根小の卒業生

巣立ちの季節3月。町内の小学校と中学校ではそれぞれ卒業式が行われました。

西根小学校の卒業式は3月19日に行われ、卒業生10人に卒業証書が授与されました。小松太校長は式辞の中で「自ら道を切り拓き、新しい出会いの中で自分を磨いてほしい」と、凛々しく輝く卒業生にはなむけの言葉を贈りました。

平成26年度の町内の卒業生は、小学校145人、中学校171人。卒業生はそれぞれの希望を胸に抱き、新たな進路へと歩みを進めました。

3月14～22日

町内工房の力作約 1,000 点を展示 「春のしずくいし工房まつり」開催

3月14日～22日の9日間、「第5回春のしずくいし工房まつり」((一社)しずくいし観光協会主催)が雫石町観光物産センターで開催されました。

町内24工房による亀甲織や南部鉄瓶などの伝統的な作品から、独創的な木工作品や陶器など合わせて約1,000点が展示され、延べ2,000人ほどが会場を訪れました。また、期間中の土日、祝日に行われた亀甲織や南部木杓子^{しづくいし}の作家による実演会には多くの人々が立ち止まり、作品が出来上がっていく様子を見入っていました。



展示品を見入る来場者

3月24日

災害発生時の避難生活に備え 福祉避難所設置運営に関する協定締結



協定を結び握手を交わす深谷町長(中央)と4施設の代表者

3月24日、町は町内4力所の福祉施設運営法人と、「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しました。この協定は、災害が発生した場合、避難所での生活に特別な配慮を要する人やその家族を受け入れ、日常生活に支障なく避難生活を送ることができるようにするため、看護師が在籍し、受け入れスペースが確保できる施設を福祉避難所として設置運営するため締結しました。

※協定締結施設 ▶ 養護老人ホーム松寿荘、特別養護老人ホーム日赤鶯鳴荘、老人保健施設は一とぼと雫石、障害者支援施設うぐいすの郷

3月9日、19日

いつまでもお元気で ますますご長寿を 村田サメさん、千葉きみよさん 100歳おめでとうございます！

3月、町内では2人の女性がめでたく100歳の誕生日を迎えられ、それぞれ百賀の祝いが開かれました。

村田サメさん(日赤鶯鳴荘、大正4年3月3日生まれ)の百賀の祝いは9日、入所している特別養護老人ホーム日赤鶯鳴荘で開かれました。家族や施設の職員らが見守る中、深谷町長が「しっかりしていて血色も良い。まだまだ長生きしてください」と声をかけ、祝い金と花束を贈りました。家族によると、村田さんは時間をかけてゆっくりと何でも食べていたことが長寿の秘訣ではないかとのことでした。

また、千葉きみよさん(大正4年3月10日生まれ)の百賀の祝日も19日、ショートステイで利用している同施設で開かれました。同じく家族や施設の職員らが見守る中、深谷町長が「100歳とは驚き。力をもらいました。お祝い申し上げます」と声をかけ、祝い金と花束を贈りました。家族によると、千葉さんは豆腐と乳製品が好きで、95歳まで草取りをするほどよく働いていたそうです。

雫石町内で100歳を超える人は、村田さん、千葉さんを含め10人いらっしゃいます。



◀ 家族と深谷町長らに祝福される村田さん



▶ 家族と深谷町長らに祝福される千葉さん

3月25日

平成 26 年度町職員退職者 「長い間お世話になりました」



米澤一好（会計管理者（兼）出納課長）、谷藤佳宏（防災課長）、細川悦子（町民課長）、中村光男（生涯文化課長）、上野基（環境対策課主査）、谷藤富子（福祉課主査（兼）御明神保育所長）、横森栄子（福祉課主査）、浅沼和恵（町民課主任）、長澤タキ（学校教育課主任調理員）、千葉幸広（地域整備課技師）
（敬称略）

葛根田地区少年消防クラブ 総務大臣賞の栄誉に輝く



深谷町長に受賞報告する葛根田地区少年消防クラブ

葛根田地区少年消防クラブが少年消防クラブ表彰・総務大臣賞の栄誉に輝きました。同クラブは昭和 57 年の結成以来、火災予防啓蒙や初期消火訓練・救急講習などに積極的に取り組んでおり、町消防演習では、訓練を重ねドリルマーチを披露しています。

3 月 25 日、同クラブの櫻田陽奈さん（西根小 6 年）、櫻田拓海君（同 5 年）、保護者の櫻田真一さん（葛根田）が町役場を訪れ深谷町長に受賞を報告。真一さんは「結成以来の活動の成果。これを機にまた頑張っていきたい」と今後の活動に意欲を見せました。

公用車などを“インターネットオークション”で売却します

町は、公用車などをインターネットオークションによる一般競争入札により売却します。入札参加を希望する場合は、「Yahoo!JAPAN 官公庁オークション」からの申し込みが必要となりますので、町ホームページまたは同オークションのページをご覧ください。

【売却物件】

- ①消防ポンプ車 CD- I 型 1 台
登録年月日 ▶ 平成 2 年 3 月 19 日
車検有効期限 ▶ 平成 28 年 3 月 27 日
走行距離 ▶ 20,350 キロメートル
最低売却価格 ▶ 未定
- ②三菱 パジェロ（1992 年製）1 台
登録年月日 ▶ 平成 4 年 6 月 19 日



車検有効期限 ▶ 平成 27 年 6 月 18 日

走行距離 ▶ 204,360 キロメートル

最低売却価格 ▶ 30,000 円

③ブラウン管テレビ 計 63 台

各小中学校にて使用されていたブラウン管テレビ（地デジチューナなし）

最低売却価格 ▶ 各 100 円

④洗濯機 計 2 台

各小学校にて使用されていた洗濯機（脱水機能不良）

最低売却価格 ▶ 各 100 円

【入札参加申込期間】 4 月 8 日（水）13 時～24 日（金）14 時

【入札日時】 5 月 14 日（木）13 時～21 日（木）13 時

【問い合わせ先】 町役場総務課財産管理担当（☎ 692-6489）



山本 彩月ちゃん
あつき
ちやん
祐孝・友恵夫妻の子
(林)

発行月に3歳の誕生日を迎える子を
紹介しています。掲載を希望する人は
左記までお申し込みください。



歌とおしゃべりが大得意。今はお姉ちゃんにベッタリですが、もうすぐ自分もお姉ちゃんになるので「なんでも自分でやる」ことを目標に頑張っています！兄弟仲良く元気に育って欲しいです♪



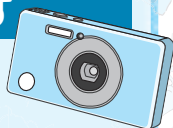
松原 さくらちゃん
一生・沙織夫妻の子
(上町二)

恥ずかしがり屋のさくら。
でも、おしゃべりっ子で、歌が大好きです。
わが家で一番小さいさくらは、かわいいアイドルです。

わが家自慢の子、孫の写真 ご応募お待ちしております

【応募要領】子の写真(データ)、子の名(ふりがな)と生年月日、保護者(父母)氏名、住所(行政区)、電話番号、コメントを書き添え、誕生月の前月20日ごろまでに投稿してください。
※写真データはメールで送信するか、SDカードなどで持参してください。

【応募先】 雫石町役場広報しすくいい担当
Eメール: kouhou@town.shizukuishi.iwate.jp



町の求人情報

①職種 ②基本給 ③求人番号 ④必要資格など
注) ●印は正社員採用、●印は普通車運転免許、
●印は大型車運転免許、●印はAT限定不可

- ◆(株)インディ (町内): ●①ホールスタッフ (INDY 雫石) ② 19万円③ 05850151 ④不問
- ◆(株)ホテル加賀助 (鷺宿): ●①ルーム係および接客係② 17万円~20万円③ 06416951 ④経験者優遇、高卒以上
- ◆(株)リクルートスタッフィング 盛岡オフィス (町内): ①接客販売② 151,900円③ 06543851 ④不問
- ◆(株)岩手モクアート (丸谷地): ①木工販売② 123,200円~132,000円③ 06830451 ④●、レジ操作経験
- ◆(株)岩手モクアート (丸谷地): ①木工製品の企画・加工② 133,500円~136,500円③ 06831751 ④家具製作経験者、●、高卒以上
- ◆(株)飛鳥商事 (町内): ●①厨房スタッフ (赤い風車) ② 13万円③ 05372851 ④調理師免許あれば尚可、厨房経験あれば尚可
- ◆(株)プリンスホテル 雫石プリンスホテル (西根): ①車両運転手② 16万円~20万円③ 05624951 ④●
- ◆(株)プリンスホテル 雫石プリンスホテル (西根): ①レストランサーバー② 137,600円③ 05629551 ④● (通勤用)
- ◆(株)プリンスホテル 雫石プリンスホテル (西根): ①ゴルフ場コース管理② 15万円~18万円③ 05631651 ④● (通勤用)
- ◆(株)プリンスホテル 雫石プリンスホテル (西根): ①ホテルフロント② 15万円~18万円③ 05697851 ④パソコン操作が得意な人、● (通勤用)
- ◆雫石運送(株) (繁): ●①運転手② 18万円~22万円③ 06472651 ④中型自動車運転免許以上 (AT 限定不可)、大型運転免許があれば尚可
- ◆篠村医院 (寺の下): ●①通所リハビリスタッフ② 129,000円~152,000円③ 05087251 ④ヘルパー・介護福祉士などあれば尚可、●
- ◆社会福祉法人 江刺寿生会 養護老人ホーム 松寿荘 (七ツ森): ①介護支援専門員 (居宅介護支援事業所) ② 164,000円③ 06920851 ④介護支援専門員、●、高卒以上
- ◆社会福祉法人 江刺寿生会 養護老人ホーム 松寿荘 (七ツ森): ①相談支援員② 142,800円③ 06780051 ④●、ヘルパー2級あれば尚可、福祉関係の業務を行った人であれば尚可、高卒以上
- ◆小岩井農産(株) (丸谷地): ①植木植物の生産管理② 108,000円~112,000円③ 06278451 ④● (通勤用)
- ◆小岩井農産(株) (丸谷地): ①レストランにおける接客サービス② 120,750円~136,850円③ 06283351 ④● (通勤用)
- ◆小岩井農産(株) (丸谷地): ①まきば園における窓口業務② 120,750円~136,850円③ 06290051 ④● (通勤用)
- ◆土樋パルス(株) (長山): ●①電子機械組立製造員② 122,000円③ 06469251 ④● (通勤用)
- ◆特定非営利活動法人 ヘルスプロモーションいわて (万田渡): ●①訪問看護② 194,000円~282,000円③ 06426051 ④看護師または保健師資格、看護専門学校・看護大学卒以上、パソコン操作 (ワード・エクセル・パワーポイント)、●
- ◆(有)フクオカ食品 (稲荷下): ●①製造・販売② 15万円~20万円③ 05623651 ④●、高卒以上
- ◆(有)介護しすくいい (西安庭): ①介護業務② 149,000円~16万円③ 05291751 ④介護福祉士・ヘルパー1級・2級のいずれか、●
- ◆(有)西部建設工業 (中沼): ●①土木作業員② 138,000円~23万円③ 06956151 ④中型自動車運転免許 (AT 限定不可)、土木作業経験3年以上あれば尚可
- ◆(有)西部建設工業 (中沼): ●①重機オペレーター② 184,000円~253,000円③ 06957051 ④車両系建設機械運転3年以上、車両建設機械(各種資格あれば尚可)

※2月27日から3月19日までに盛岡公共職業安定所に申し込みのあった事業所の求人情報です。就業希望の人は、同職業安定所紹介第一部門(☎624-8902)へ求人番号を告げて(記載8桁の数字の前に03010も告げてください)お問い合わせください。また、事業所へは職業安定所の紹介状をご持参ください。なお、すでに充足済みとなっている場合もありますのでご了承ください。※役場1階に求人情報を掲示していますので、ご利用ください。

【担当】町役場観光商工課 (☎692-6497)



【利用料金(1日)】●一般(中学生以上)
▷町民 320 円、町民以外 640 円 ●満
70 歳以上▷町民 160 円、町民以外 640
円 ●小学生▷町民 160 円、町民以外
320 円

【世帯使用券】町民一世帯につき年額
1,800 円。ただし、期間の途中から使
用する場合は、月割となります。
※町内在住で次に該当する人は無料で
利用できます。

●町内の老人クラブが利用する場合
●町内在住の障がい者が手帳を持参し
た場合 ●町民憩いの家鶯宿集会所使
用券持参者

【利用時間】10 時～19 時

【休園日】毎週火曜日(休日の場合は
その翌日)

【問い合わせ先】町役場観光商工課観
光施設担当(☎692-6475)

県障がい者スポーツ大会 出場選手を募集中

町は、6 月に岩手県営運動公園を主
会場に開催される「第 17 回岩手県障
がい者スポーツ大会」の出場選手を募
集しています。

【大会期日】6 月 6 日(土)

【大会会場】岩手県営運動公園、ふれ
あいランド岩手ほか

【種目】陸上、アーチェリー、卓球、水泳、
フライングディスク、ボウリング

【参加資格】13 歳以上(4 月 1 日現在)
で各種障害者手帳(身体・知的・精神)
を持っている人

【申込期限】4 月 21 日(火)

【問い合わせ・申込先】町役場福祉課
障がい福祉担当(☎692-6473)

町長交際費を 公開します

町では、行政運営の一層の透明性を
図り、町民に開かれた信頼あるまちづ
くりを進めるため、町長交際費の支出
状況を公開しています。また、町ホー
ムページでも公開しています。

交際費の支出状況

2 月		累計(4～2 月)
14 件	78,500 円	969,600 円

税情報

便利な口座振替を ご利用ください

町税の口座振替を利用すると、納期
ごとに指定の口座から自動的に納付と
なり、納付のために金融機関に出向く
必要がなく、納め忘れもなくなるので
とても便利です。

また、口座振替は、税の科目ごとに
別口座の利用も可能で、納税者以外の
口座でも利用できます。

これまで金融機関の窓口で納付をし
ていた人、これから新たに納付が始ま
る人は、この機会に口座振替をご利用
ください。

申込書は、各金融機関の窓口または
納税通知書の中に綴られていますの
で、ご利用ください。

詳しくは、町役場税務課管理収納担
当(☎692-6482)までお問い合わせ
ください。

(2 月届け出分)

おめでた カッコ内は保護者名

1 月

26 小野 寧々・女(修一) 中町一

2 月

3 杉下 温大・男(明人) 上駒木野

6 伊藤健太郎・男(紀也) 駅 前

8 晴山 桃・女(勤) 晴 山

9 古舘 葉那・女(和樹) 中町三

おくやみ カッコ内は享年と世帯主名

2 月

1 福田正治郎(85・賢一) 晴 山

3 米澤 トシ(84・清美) 上町三

3 黒沢 リヨ(92・智浩) 黒 沢

4 笹田 サヨ(94・本人) 七 区

5 菊地 ツル(86・勝男) 板 橋

5 藤村 トミ(87・修一) 板 橋

5 村上 良子(61・省三) 極楽野

8 川村ヨシエ(84・剛) 上町三

9 岡森 登(84・本人) 七 区

12 千葉 清(61・本人) 天 戸

16 川崎 了子(70・康) 林 崎

20 熊谷マサ子(87・精一) 駅 前

21 滝沢 久義(63・榮一) 滝 沢

21 観音堂竹松(82・本人) 上春木場

27 根澤 長幸(87・本人) 片子沢



お・知・

● 人のうごき 2月末現在

男	8,442人	(2)	出生	6人
女	9,085人	(△8)	死亡	16人
計	17,527人	(△6)	転入	25人
世帯数	6,219世帯	(8)	転出	22人

※カッコ内は前月末増減

● 火事・救急 2月末

火 事	1件	(2件)
救 急	49件	(124件)

※カッコ内は1月からの累計（盛岡西消防署雫石分署）

● 事故 2月末

件 数	2件	(5件)
死 者	0人	(0人)
負傷者	2人	(9人)

● 犯罪 2月末

件 数	1件	(7件)
-----	----	------

※カッコ内は1月からの累計（盛岡西警察署）

休日救急当番医

◆ 4月	
12日	篠村泌尿器科クリニック 692-1285
19日	上原小児科医院 692-3907
26日	雫石大森クリニック 691-2345
29日	鶯宿温泉病院 695-2321
◆ 5月	
3日	篠村医 院 692-5151
4日	雫石診療所 692-3155
5日	上原小児科医院 692-3907
6日	御所診療所 692-2229
10日	雫石大森クリニック 691-2345

※この日程は医師の都合により変更になることがあります。

平日休日問わず夜間は、盛岡市夜間急患診療所（内科・小児科、盛岡市神明町3-29（盛岡市保健所2階）、☎654-1080、年中無休19時～23時）をご利用ください。

放射線量測定結果（役場駐車場・3月）

最大	—
最小	—
平均	—

※測定機器の点検のため、3月は測定していませんのでご了承ください。

「定住促進住宅」入居者を随時募集しています

町は、雫石に定住したい人に低廉な家賃でお貸しする「定住促進住宅」への入居者を募集しています。

【住宅の概要】昭和59年建築、鉄筋コンクリート造5階建て共同住宅

【間取り、設備】3DK（6畳2部屋、4.5畳1部屋、台所兼食堂、浴室、洗面所、トイレ、バルコニー）※上下水道、追い炊き機能付きガス風呂釜、火災警報器各部屋3カ所設置済み、駐車場（有料）

【家賃】30,000円～39,000円で、入居する階で違います。なお、同居者に扶養する子（満20歳未満）がいる場合は子1人につき1,500円を減額します。

【募集戸数】20戸

【入居資格】次の①～③のすべての条件を満たす人

①家賃の支払い能力が可能な収入のある人で、税金などの滞納がない人、②同居しようとする親族がいる人、③暴力団員でない人

※申し込み方法など詳しくは担当までお問い合わせください。

【問い合わせ先】町役場地域整備課建築営繕担当（☎692-6579）

電気柵を設置する費用の一部を支援します

近年、ツキノワグマの異常出没による農畜産物への被害が拡大しています。

町では、被害拡大防止のため有害鳥獣駆除実施隊による追い払い活動や捕獲活動を行っていますが、大きな被害

を受ける農地や牛舎が多数あるのが現状です。

そこで、町は、ツキノワグマによる被害対策として有効である「電気柵」の設置を推奨し、設置費用の一部を支援します。

【補助対象要件】次の①～③のすべての要件を満たす人

①町内に住所がある人、②町内で自ら耕作（飼育）している圃場（牛舎）、③販売目的の農畜産物であること

【補助率】設置費用の50パーセント（限度額は1戸あたり10万円）

【申請受付期間】4月1日から（予算額に達した時点で終了）

※電気柵は、各圃場の面積や地形などの使用環境に応じて必要な機材や費用が異なります。

また、適切な設置を行うため、専門知識を有する販売店などからの設置指導を受けることを原則とします。

詳細については担当までお問い合わせください。

【問い合わせ先】町役場農林課（☎692-6495）

国見山荘開園は5月15日（金）

営業時間は10時～19時

冬期間休園していた国見保養園地は、5月15日（金）から11月5日（木）まで開園します。

世帯使用券については、町役場観光商工課で取り扱っています。

【施設概要】日帰り入浴施設（浴室、無料休憩室、トイレ）

※食堂はありませんが、飲食物の持ち込みは可能です。



川村 一馬^{かずま} 主事
(農業委員会事務局・上町三)

栗石町の皆さんから一日でも早く信頼される職員になれるよう、意欲と向上心を持って頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いします。



菊池 隼人^{はやと} 主事
(観光商工課・黒沢)

一步一步経験を積み重ねながら、確実に仕事を覚えていきたいです。一日でも早く栗石町の皆さんのお役に立てるよう精一杯頑張ります。よろしくお願いします。

平成 27 年度栗石町新採用職員をご紹介します

「私たちが どうぞ よろしくお願ひします!!」

栗石町職員に 10 人の仲間が新たに加わりました。
町民の皆さんのために、そして栗石町発展のためにこれから活躍する新採用職員をご紹介します
見かけたときは「温かいご声援」をよろしくお願いします。



細川 未来^{みく} 保育士
(御明神保育所・矢用)

盛岡市の保育園で 2 年間保育士として働いていました。経験は浅いですが、子どもたちが安心して元気に過ごせるよう、たくさん触れ合い、関わっていききたいと思います。



村田 彪我^{ひゅうが} 主事
(地域整備課・大村)

右も左も分からぬ若輩者ですが、一日も早く仕事を覚え、町を支える公務員としての自覚を忘れることなく、日々励んでいきたいと思っています。



小割 定勝^{さだかつ} 主任 (技師)
(上下水道課・紫波町)

東日本大震災に遭い困っている人々の為に自分の知識や経験を役立てるのだという信念を持ち県職員となりました。栗石町職員となりましてもこの初心を忘れることなく業務を推進します。



谷崎 修^{おさむ} 主任 (技師)
(農林課・上春木場)

37 歳のフレッシュマンです！一からのスタートなので、心機一転、初心に返って一日でも早く技師として戦力になれるように頑張りますので、よろしくお願いします。



石塚 久雄^{ひさお} 保育士
(西根保育所・鶯宿)

自然豊かな栗石で子どもたちと元気に遊び、楽しく過ごしていきたいと思います。子どもたちとともに自分自身も成長できるよう頑張っていきます。よろしくお願いします。



帷子 麻衣^{あい} 主事
(社会教育課・黒沢川)

日々の積み重ねを大切に、何事も学ぶ姿勢を忘れずに仕事をしていきたいと思っています。栗石町に貢献できるよう精一杯頑張りますので、よろしくお願いします。



原 佐織^{さおり} 主事
(町民課・山津田)

生まれ育った栗石町で働くことができ、大変嬉しく思います。栗石町の職員として町民の皆さんのお役に立てるよう一生懸命頑張ります。どうぞよろしくお願いします。



岩上 勉^{つとむ} 主任 (技師)
(地域整備課・盛岡市)

この度縁あって栗石町職員として働くことになりました。今まで培ってきた知識と経験を生かし、栗石町の皆様のお役に立てるよう精一杯頑張りたいと思います。

あとがき

●上で紹介している新採用職員の初々しさを見ていると、自分もウン年前はこうだったなあと懐かしくもあり、改めて気が引き締まる思いになります。4 月からは新体制で広報しずくいしをつくっていきますが、引き続きよろしくお願いします。(幸)
●4 月から課内異動により広報担当を離れることとなりました。2 年間の取材や情報提供でご協力いただいた皆さん、本当にありがとうございました。また、今後も引き続き「広報しずくいし」をよろしくお願いします。(岩)

栗石町公式ツイッターはこちらから
▷ <https://twitter.com/shizukukouhou>
防災行政無線が聞き取れなかったときは…
電話応答サービス▷ ☎ 0800-800-6371 (通話無料・固定電話のみ) をご利用ください。

～ 友好都市静岡県富士市の“いいもの”ご紹介⑬～

ことし 3 月に 15 周年を迎えた道の駅「富士川楽座 (ふじかわらくざ)」は、東名高速道路富士川サービスエリア (上り線) と一般道の両方からアクセスできるオープン型ハイウェイオアシスで、年間約 320 万人 (平成 25 年度レジ通過客数) が訪れます。

館内には、体験館やプラネタリウムなどの各種アミューズメント施設のほか、富士山を眺望できるレストランやカフェ、富士川地区をはじめとする市内の特産品の土産売場などを備えています。

日本三大急流の 1 つの富士川を手前に、富士山から駿河湾、伊豆半島までを



道の駅富士川楽座

一望できる展望ラウンジからの眺めは絶景です。東名高速道路上り線をご利用の際は、ぜひお立ち寄りください。